

多賀城市景観計画

平成27年4月

多賀城市

はじめに

多賀城市の礎は、神亀元年（724）東北全域における政治・軍事の拠点として創建された「多賀城」に由来します。市内には多賀城跡をはじめ多くの遺跡があり、それらは市域の約4分の1にも及ぶなど、多くの歴史に彩られたまちであります。

また、「壺碑」や「末の松山」、「沖の井」などの歌枕も点在し、俳聖松尾芭蕉は、紀行文『おくのほそ道』に多賀城を訪れた時の想いを綴っています。

さらに、江戸時代、八幡の領主天童氏が造った「加瀬沼」や、伊達政宗が発案したとされる日本最長の運河である「貞山運河」には、先人達の開発の足跡も残されています。

このような悠久の歴史や文化こそが本市の根幹をなすものであり、かつて東北地方において、都からの文化を吸収し発信するとともに、そこから人と物の交流が生まれた由緒ある地であることを私は誇りに思います。

これまで多賀城は「史都」という呼称を付け表してきましたが、私は司馬遼太郎氏の著作「街道をゆく」の一節にあった「多賀城そのものが、詩であると言える」という言葉を引用させていただき、この多賀城を「詩都」とも呼称するよう提唱しております。

「史都」としての歴史の重みに加え、都市としての重厚さが増すものと思っております。

長い歴史の中で、先人が営々と築き上げてきたこのすばらしいまち多賀城を未来に引き継ぐとともに、「詩都」と表現した風情、風景を維持・向上させ、魅力的なまちづくりを市民の皆様とともに、創造してまいりたいと考えております。

このようなまちづくりを実現するために、景観法に基づく景観計画を策定いたしました。本計画を策定したことにより、歴史的な町並みや景観の保全、良好な住宅地景観の創出など、復興とともに美しい街の発展に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見を賜りました地域の方々に対しまして厚く御礼申し上げます。



平成27年4月 多賀城市長 菊地 健次郎

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の目的・位置づけ	2
(1) 計画策定の目的	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の見直し	3
第3章 多賀城市における景観まちづくり	4
(1) 多賀城市における景観まちづくりの意義	4
(2) 市民協働による景観まちづくりの推進	4
第4章 多賀城市の景観の特徴	5
(1) 古代多賀城を象徴とする歴史景観	6
(2) 田園と小丘陵が織りなす自然景観	7
(3) 砂押川から貞山運河につながる生態系豊かな水辺景観	8
(4) 農地と調和した平地部の広がりのある住宅地景観	9
(5) 地形の起伏が特徴づける丘陵地の住宅地景観	10
(6) 鉄道駅周辺や幹線道路沿道の賑わい景観	10
(7) 仙台港の背後に広がる工業地景観	10
第5章 多賀城市の景観特性及び課題	11
5-1 景観の特性	11
(1) 景観の構成	11
(2) 歴史的景観	13
(3) 自然的景観	16
(4) 都市的景観	19
5-2 景観形成の課題	22
(1) アンケート調査による景観に関する市民の主な意見	22
(2) 景観形成に関する課題	24
第6章 景観計画の区域	28
第7章 基本構想	29
7-1 景観形成の基本理念	29
7-2 将来の景観像	30
7-3 役割と取組み	31
7-4 基本目標	32
7-5 基本方針	34
(1) 歴史	34
(2) 自然	36
(3) 都市	38
(4) 人（交流）	40
7-6 建築物等による景観形成	42

(1) 建築物等の景観への配慮	42
(2) 建築物等の要素別配慮	43
第8章 景観重点区域	45
(1) 景観重点区域の設定	45
(2) 景観重点区域の基本方針	47
第9章 良好な景観形成のための行為の制限	55
9-1 届出対象となる行為等（景観法第17条第1項関係）	55
9-2 建築物（景観法第16条第1項第1号関係）	55
(1) 届出対象	55
(2) 建築物の景観形成基準	56
9-3 開発行為（景観法第16条第1項第3号関係）	58
(1) 届出対象（法第16条第1項第3号）	58
(2) 景観形成基準	58
第10章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）	59
10-1 景観重要建造物の指定の方針	59
10-2 景観重要樹木の指定の方針	62
第11章 景観重要公共施設の整備に係る方針（景観法第8条第2項第4号関係）	65
11-1 景観重要公共施設の整備方針	65
11-2 占用許可の基準	67
第12章 景観形成の推進方策	70
12-1 景観施策の推進	70
12-2 関連施策との連携	70
12-3 景観法による制度等の運用	71
12-4 市民による景観まちづくりへの支援	71
参考資料	73
特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画との関連性	73
(1) 届出対象	73
(2) 景観形成基準	73
行為の制限の届出手続き（例）	74
市民懇談会の取り組み	75
関係団体等意見交換会	78
庁内ワーキング会議	80

第1章 計画策定の背景

私たちの住む多賀城は、特別史跡地区、田園地帯、平地部や丘陵地に広がる住宅地、広域幹線道路に面する沿道商業地、仙台港背後地の工場地帯など、多様な姿を見ることができますが、まちづくりにおいては、歴史や良好な自然、街並みを損なうことなく、調和と均衡のとれた魅力ある都市の形成を図っていく必要があります。

本市は、政令指定都市仙台市に隣接していることや、三陸縦貫自動車道、国道45号等の道路や、JR東北本線・JR仙石線の鉄道網が整備され、交通の利便性が高いことから、宅地開発や住宅建設が盛んです。

一方、歴史と伝統文化が残る本市では、埋蔵文化財の発掘調査や特別史跡指定地域の公有地化などが行われ、環境整備事業が進められています。

また、古くからある農村集落や田園地帯では、遠景の山並みや中景の丘陵地と調和した緑豊かな景観をみることができます。

今を生きる私たちは、東日本大震災からの復興や更なる地域の発展に向けて、多賀城らしい景観形成に積極的に取り組み、かけがえのない多賀城の歴史や文化、良好な自然を次世代に引き継ぐ重要な使命を担っています。

このような市街地の発展と先人から受け継いできた古き良き環境との調和を図りながら、市民、事業所、行政が協働で景観まちづくりに取り組み、住みやすく情緒あふれる魅力的なまちづくりを進めるため、本計画を策定するものです。



遠景



中景



近景

多賀城市の景観（多賀城碑（壺碑））

むつのくの おくゆかしくそ おもほゆる
つほのいしふみ そどのはまかせ

西行（山家集）

第2章 計画の目的・位置づけ

(1) 計画策定の目的

我が国のまちづくりは、経済成長を続ける中、急速な都市化が進み経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を追求して来ませんでした。しかし、近年、量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する成熟社会の中で、国は平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、美しい国づくりに向けた具体的施策として平成 16 年 6 月に「景観法」を、平成 20 年には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」を相次いで制定しました。これら一連の国の動向は、美しく風格のある国土の形成や潤いのある豊かな生活環境の創造、活力ある地域社会の実現に積極的に取り組む決意表明であり、各自治体においても魅力あるまちづくりに向け積極的に取り組むことを求めたものでもあります。

本市は、平成 5 年 1 月に建設省（現：国土交通省）より、「うるおい・緑・景観モデル都市」に指定され、平成 9 年 1 月に「うるおい・緑・景観まちづくり整備計画」を策定し、都市緑化向上のための緑化事業の創設や地区計画などにより、住宅地の街並みと歴史的景観の融合を考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら、独自の景観まちづくりを進めました。平成 10 年 3 月には「緑の基本計画」を策定し、歴史・文化的、都市防災、生活と人づくりを視点として、地域の特性や資源を活かした都市緑化の推進を行政のみならず、地域事業所並びに、市民レベルでも実施し、市民の生活環境の向上を図って参りました。

また、本市は、特別史跡多賀城跡附寺跡に代表されるように、市域の約 4 分の 1 が埋蔵文化財包蔵地となっており、これらの史跡の保護とともに、歴史的景観の維持・向上を図ってきた結果、平成 19 年に「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選ばれました。

しかしながら、歴史的資源が身近にある住宅地において、建築物の意匠や建築物の高さ、色彩に関して、住宅地の街並みと歴史的景観が調和していない地域が見受けられます。このことは、これまで住民と行政が街並みの景観についての話し合いや取組みがなされていなかった結果によるものです。

このような現状を踏まえ、本市では平成 23 年 4 月に景観法に基づいた景観行政団体に移行し、同年 11 月には地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき「多賀城市歴史的風致維持向上計画」を策定しました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で市域の 3 分の 1 が津波で浸水し、大きな被害を受けましたが、平成 23 年 12 月には震災復興の指針である「多賀城市震災復興計画」を策定し、その中で生活再建と産業振興、災害に対応した安全安心の確保のもと、震災経験の伝承とまちの魅力向上を目指して、歴史、景観、文化を活かしたまちづくりの推進を復興施策に掲げました。

今後、多賀城らしい魅力的な景観形成を図るための景観まちづくりの推進に努めてまいります。しかし、「多賀城市景観計画」は、本市における景観まちづくりの理念や目標を定め、景観形成重点区域とその整備方針を明らかにし、市民、事業所、行政の協働による取り組みの指針とするため策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「第五次多賀城市総合計画」及び「多賀城市震災復興計画」に即するとともに、関連計画である「多賀城市都市計画マスタープラン」及び「多賀城市歴史的風致維持向上計画」の内容と整合を図りながら、本市の景観形成の目標、方針等を示すものです。

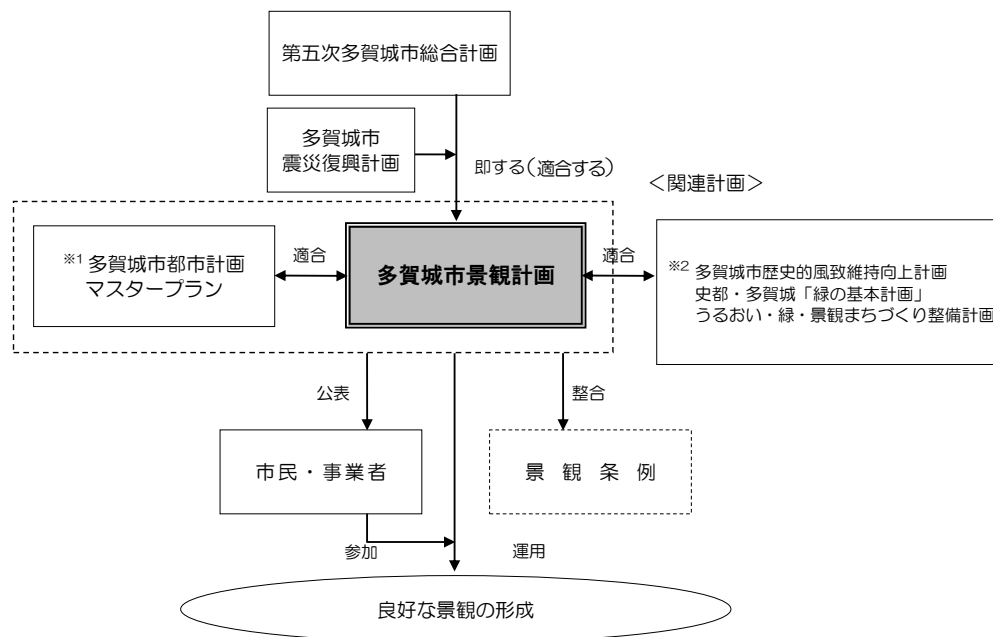


図 本計画の位置づけ

※1 多賀城市都市計画マスタープラン

多賀城市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、第五次多賀城市総合計画及び多賀城市震災復興計画等に即して本市の目指す将来都市像の実現に向け、都市づくりの理念、将来都市構造、土地利用の方針、各都市施設の整備方針及び各地域におけるまちづくりの方向性を明らかにするために定めるものです。

※2 多賀城市歴史的風致維持向上計画

多賀城市歴史的風致維持向上計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき定めるもので、文化財保護とまちづくりの緊密な連携による本市の歴史・文化資源を活用するまちづくりの基本方針として、文化財の保存と活用、都市・景観政策による各種の措置を定めています。

(3) 計画の見直し

景観形成は建築行為等の積み重ねによる長い期間を要するものであることから、本計画は将来目標を実現するために長期的な視点で策定したものです。しかしながら、景観まちづくりの取り組みの進捗等により計画内容に新たな事項を追加する場合や、社会的な大きな変化、上位計画及び関連計画の見直しなどにより、計画内容を変更する必要がある場合には適宜見直しを行います。

第3章 多賀城市における景観まちづくり

(1) 多賀城市における景観まちづくりの意義

景観とは、私たちを取り巻く環境がどのように見えるかといったことで「風景」や「景色」あるいは「眺め」として、人々が目で見て感じる印象や姿として表されます。そのため、近景、中景、遠景による構成やその特性、種類に依りて、その見え方や肌で感じられる印象が変化して、人々の心に残り、共有している都市の姿や地域の「らしさ」を育み、そこに住む人々の地域への誇りや愛着につながっています。

本市では、従来から良好なまちづくりに向けて、用途地域による建物用途の制限や高さの規制、地区計画による建物形態や意匠制限等の都市計画制度の活用、また花のあるまちづくりに係る支援などを行ってきました。更に、平成23年度には「多賀城市歴史的風致維持向上計画」の策定を通じて地域がもつ歴史的風致の維持向上に向けて、歴史的資源の保全や歴史的街並みの整備等の取り組みを進めてきました。

このような都市計画や環境美化、歴史的風致の保全などの取り組みを更に発展させて、「多賀城市らしい」まちづくりを進めるために、周囲と調和した景観まちづくりを推進することが重要となります。

(2) 市民協働による景観まちづくりの推進

良好な景観形成は、行政の取り組みのみで実現するものではなく、裾野の広い多面的な取り組みも必要です。

景観まちづくりとは、市民、事業者及び行政の協働による取り組みを基本として、質の高い魅力的な都市空間の創出から、落ち着きと安らぎのある生活空間の創出まで、広がりや厚みのある取り組みを行っていくことと言えます。

また、この取り組みを通じて、地域におけるコミュニティ活動の活性化にもつながっていくことが期待されます。

第4章 多賀城市の景観の特徴

自然的な条件や歴史、土地利用の現状等から本市の景観は次のような特徴（「多賀城らしさ」）があります。

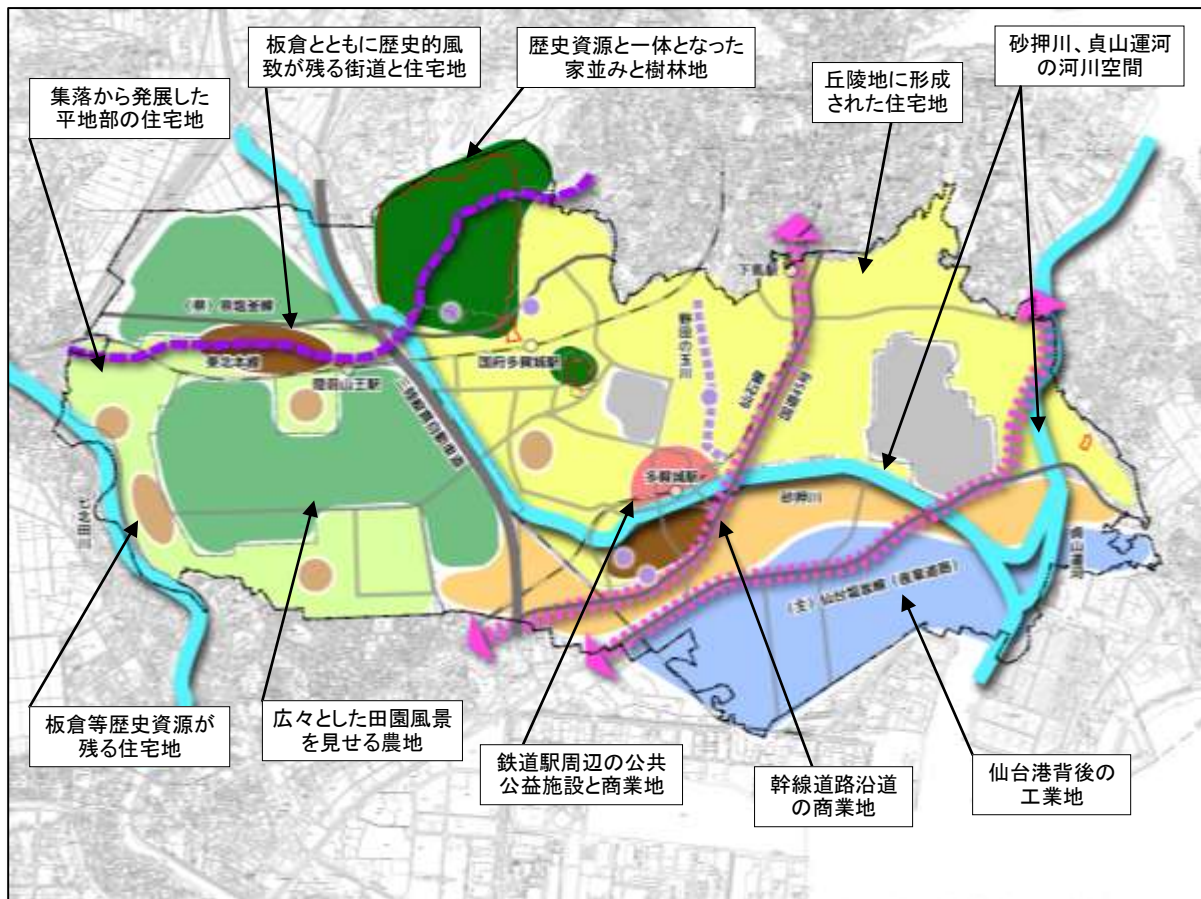


図 多賀城市の景観の特徴「多賀城らしさ」



(1) 古代多賀城を象徴とする歴史景観

本市には、天然の良港塩釜湾に程近く仙台平野を一望できるという立地を活かし、奈良時代に多賀城が設けられました。多賀城は、神亀元年（724）大野東人によって創建され、11世紀の中頃に終焉を迎えるまで、古代東北地方の政治・軍事の中心としての役割を果たしました。多賀城跡は、大正11年（1922）多賀城廃寺跡とともに「多賀城跡附寺跡」として国の史跡に指定され、昭和41年には特別史跡に昇格しています。その後、館前遺跡、多賀城南面地域、柏木遺跡、山王遺跡千刈田地区が追加指定されています。現在、これらは豊かな緑とともに保存され、本市の象徴となる歴史景観を形成しています。

また、八幡地区の末の松山、沖の井などの歌枕は、地域固有の歴史資源として、地元住民に守り続けられ、時代を越えて慕われてきました。

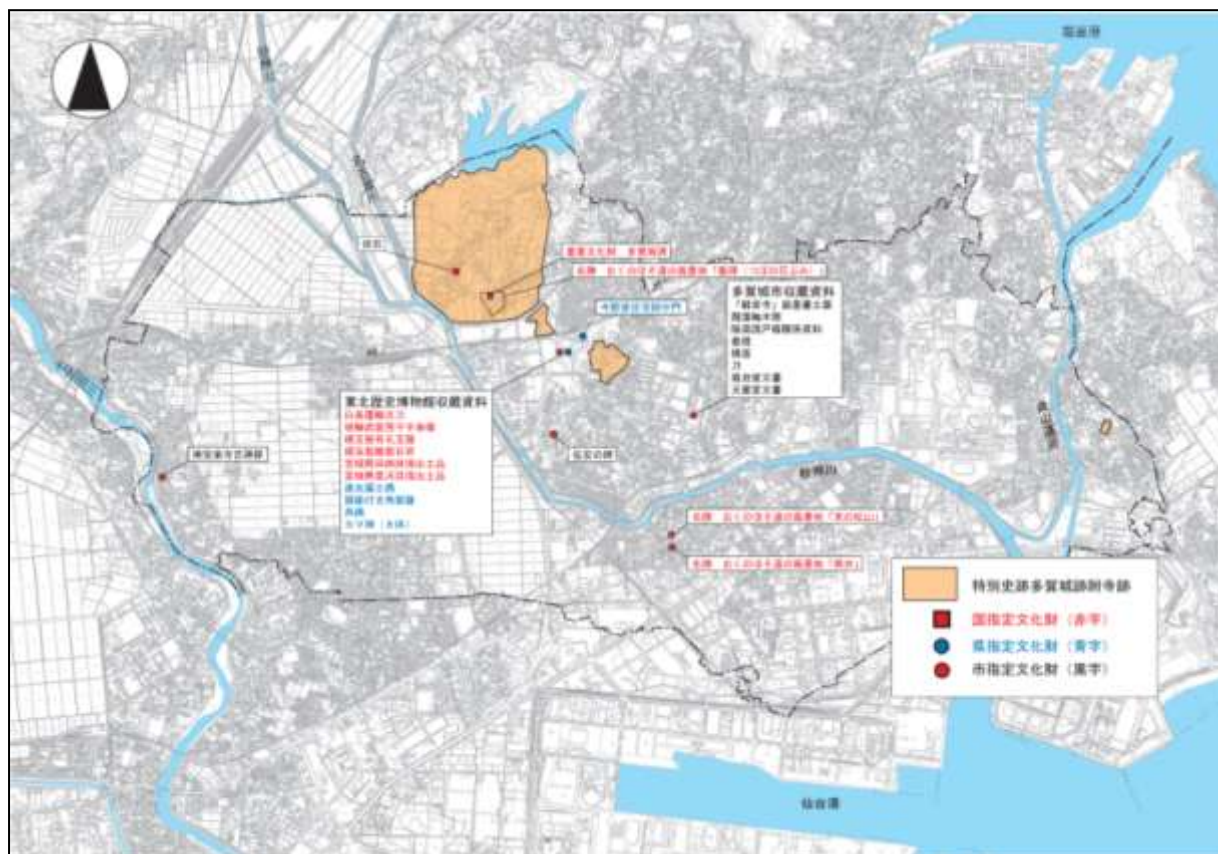


図 文化財指定状況

(2) 田園と小丘陵が織りなす自然景観

本市の地形は、北東部の丘陵部と沖積地^{ちゅうせきち}※1（低地）により構成されています。約1万年前の縄文時代には、海水面が上昇し、海岸線は陸側へ入り込み最大で利府、岩切付近まで到達しました。そのため沖積地は太平洋に面した内湾（入り江）になっており、縄文人たちの格好の漁場でした。この内湾は5千～4千5百年前に形成された南北に延びる浜堤^{ひんてい}※2によって閉ざされた潟湖^{せきこ}※3となりました。潟湖の位置は時間が経つにつれて、徐々に海側へと縮小しました。

現在、砂押川右岸は、宮城野海岸平野と呼ばれる広大な沖積平野の北端部にあたり、田園地帯を形成しています。一方、丘陵部の高台は松島丘陵の端部の小丘陵^{せうせうりやう}※4として入り組んだ形を成し、坂や斜面といった複雑な地形が今も変わらずに残っています。

西部の広がりある田園景観と斜面に豊かな樹林を残す丘陵の景観が、政庁などの保存樹木^{ぼんぞんじゆもく}※5の緑と相まって本市の特徴的な自然的景観を形成しています。

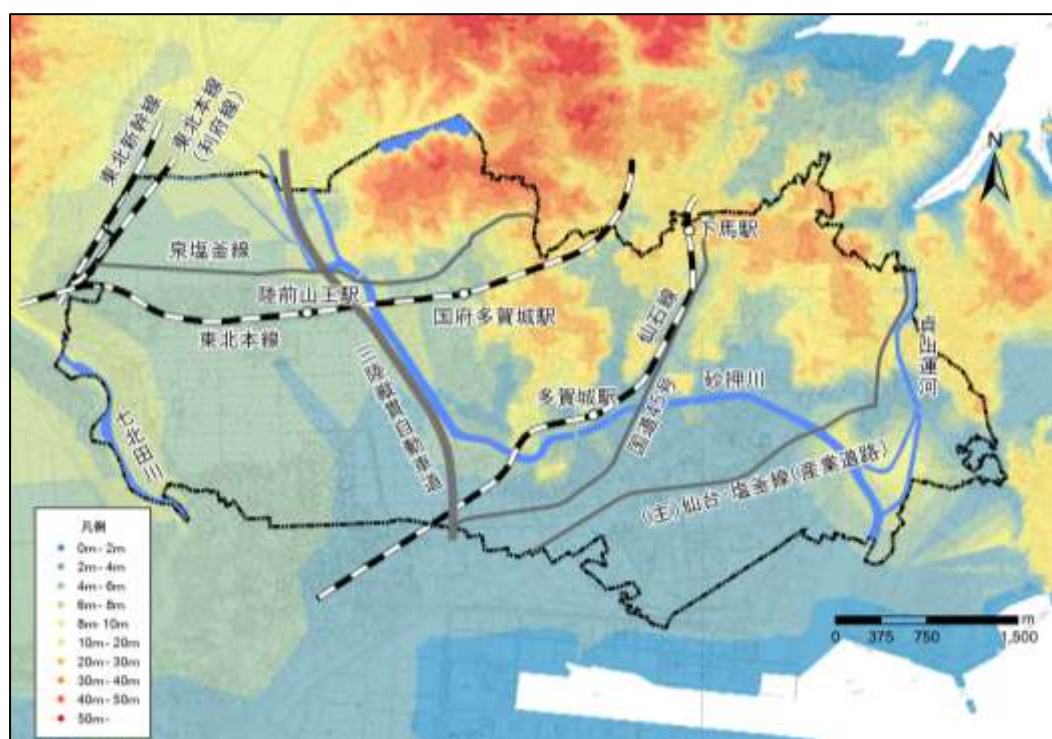


図 標高図

- ※1 沖積地： 主に河川が運んでくる土砂が、下流の流速の減少により、氾濫原や河口、海岸から沖合にかけて堆積作用によって形成される平野のことをいいます。
- ※2 浜堤^{ひんてい}： 海岸線の砂浜で波に洗われたり、砂が移動して形成される砂の高まりのことで、海岸線近くで生じますが、土地の隆起、沈降などにより水域から離れ、内陸に残されることがあります。
- ※3 潟湖^{せきこ}： 海の一部が外海と隔てられてできた浅い湖
- ※4 小丘陵： 本市の地形は、砂押川の北が標高 50m未滿の松島丘陵と呼ばれ、南の仙台平野と大きく分かれており、内陸側の沖積平野に松島丘陵から派生した起伏に富んだ樹林帯が島状の高台となって点在する特徴をもちます。
- ※5 保存樹木： 「多賀城市樹木の保存に関する要綱」により健全かつ樹容が大きく美観に優れた樹木を所有者の同意のもとに指定しているもので、現在、16本が指定されています。



図 樹林地と保存樹木の分布

(3) 砂押川から貞山運河につながる生態系豊かな水辺景観

市域の北西から中心部を通り南東へと縦断し、仙台港に流れ込む砂押川のほか、東端には砂押川とつながる貞山運河が、西端には仙台市との境になる七北田川が流れています。

本市の河川景観の特徴は、住宅が立ち並ぶ市街地のなかで、河川堤防沿いに春には菜の花や桜が咲き誇り、夏には緑があふれ、秋には河川敷のススキと周辺の木々の紅葉が美しく、冬には白鳥や鴨などの渡り鳥が飛来するなど、季節感あふれる自然が身近に感じられ、生態系豊かな市街地景観が見られるということです。

市域北側には県内最大のため池である加瀬沼があり、岸边に立つと目の前には静かな水面（みなも）が広がり、周辺の丘陵地の緑と一体となって、水と緑が視界にあふれる景観を形成しています。加瀬沼にも多くの野鳥が飛来し、水面に賑わいを見せています。

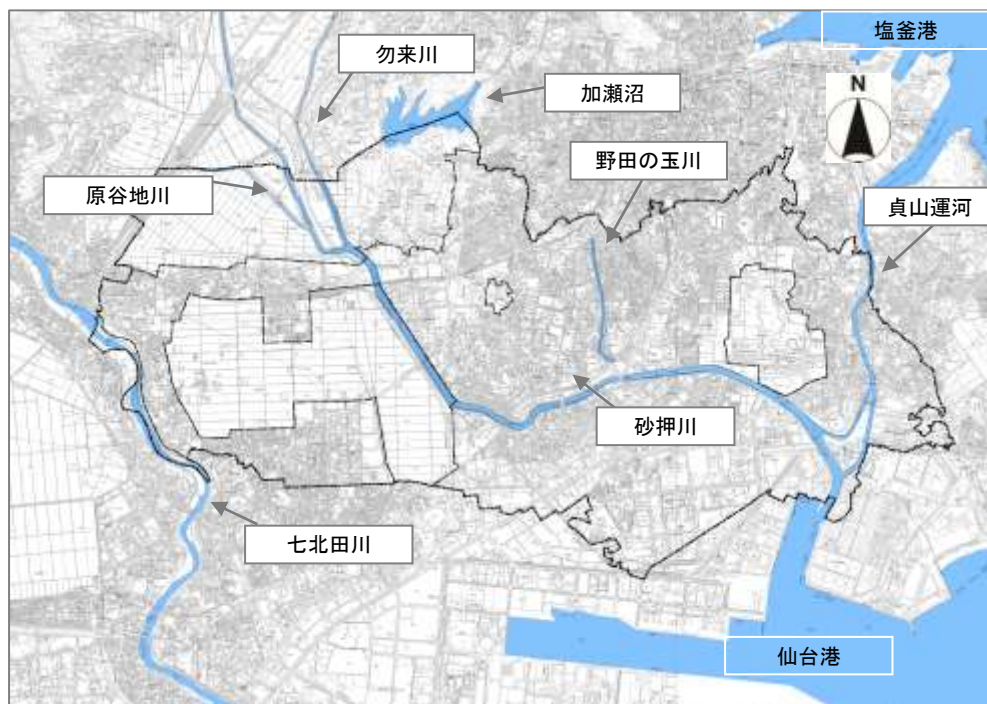


図 河川、水辺の現況

(4) 農地と調和した平地部の広がりのある住宅地景観

市域西側の平地部には、広く良好な農地と調和した、低層の建物を主とした落ち着いた住宅地が形成されています。この地域は、藩政時代に形成された農村集落から発展したものであり、特に鹽竈神社に向かう塩竈街道沿いの地域などに藩政時代から昭和初期に造られた板倉や土蔵が残り母屋や庭園、周辺の農地と一体となって農村集落に見る歴史を感じる景観を形成しています。



図 歴史的な板倉、石倉、土蔵の分布（歴史的風致維持向上計画より転載）



板倉



土蔵

(5) 地形の起伏が特徴づける丘陵地の住宅地景観

砂押川の東側及び北側は、鉄道、幹線道路の交通利便性の高さから、仙台近郊の都市として住宅地が整備されてきました。この地域は、丘陵地が入り組んだ特徴的な地形を有しており、高台の尾根から見下ろす住宅地景観や、谷合から見上げる斜面地の住宅地景観はこの地域の特徴的な景観となっています。



丘陵地の住宅地景観（中央）

(6) 鉄道駅周辺や幹線道路沿道の賑わい景観

JR仙石線の駅周辺や国道45号、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）等の沿道は、交通利便性の高い地域で、人と車の往来が多く、飲食店や大型量販店、ホテル等の商業施設が集積し、賑わいのある都市景観を形成しています。



国道45号の賑わいのある景観

(7) 仙台港の背後に広がる工業地景観

市域南東部の仙台港に接する地域は、大規模な工場や流通施設が立地し、本市の産業の中心となっています。また、沿道の街路樹や工場等の敷地内の緑地が地域全体に潤いを与えています。

東日本大震災では、津波により工場等の施設が大きな被害を受け、産業活動の支障となりましたが、震災後の産業復興が進むなかで、緑が戻ってきています。



仙台港背後地の景観

第5章 多賀城市の景観特性及び課題

5-1 景観の特性

(1) 景観の構成

本市の景観の特徴は、古来より育まれてきた悠久の歴史と、それらを取り巻く豊かな自然、そして代々受け継がれてきた農業や伝統的な祭りのある生活、近年育まれてきた都市的な人間活動が一体となって、現在の都市景観が形成されていることです。

多賀城跡・多賀城廃寺跡などは身近にある歴史的景観として市民に親しまれており、また、遠景に見える奥羽山脈の眺望や、小丘陵から見下ろす街なみの眺望、砂押川・七北田川の水辺の潤いが、やすらぎのある自然的景観として親しまれています。

また、JR仙石線沿線は良好な住宅地として、国道45号、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）等の沿道は交通軸に沿って商工業が発展し、賑わいのある景観を有するなど、歴史や自然と調和した利便性の高い都市的景観が形成されています。

このように、本市の景観特性は、「歴史的景観」「自然的景観」「都市的景観」の3つの視点から捉えることができます。



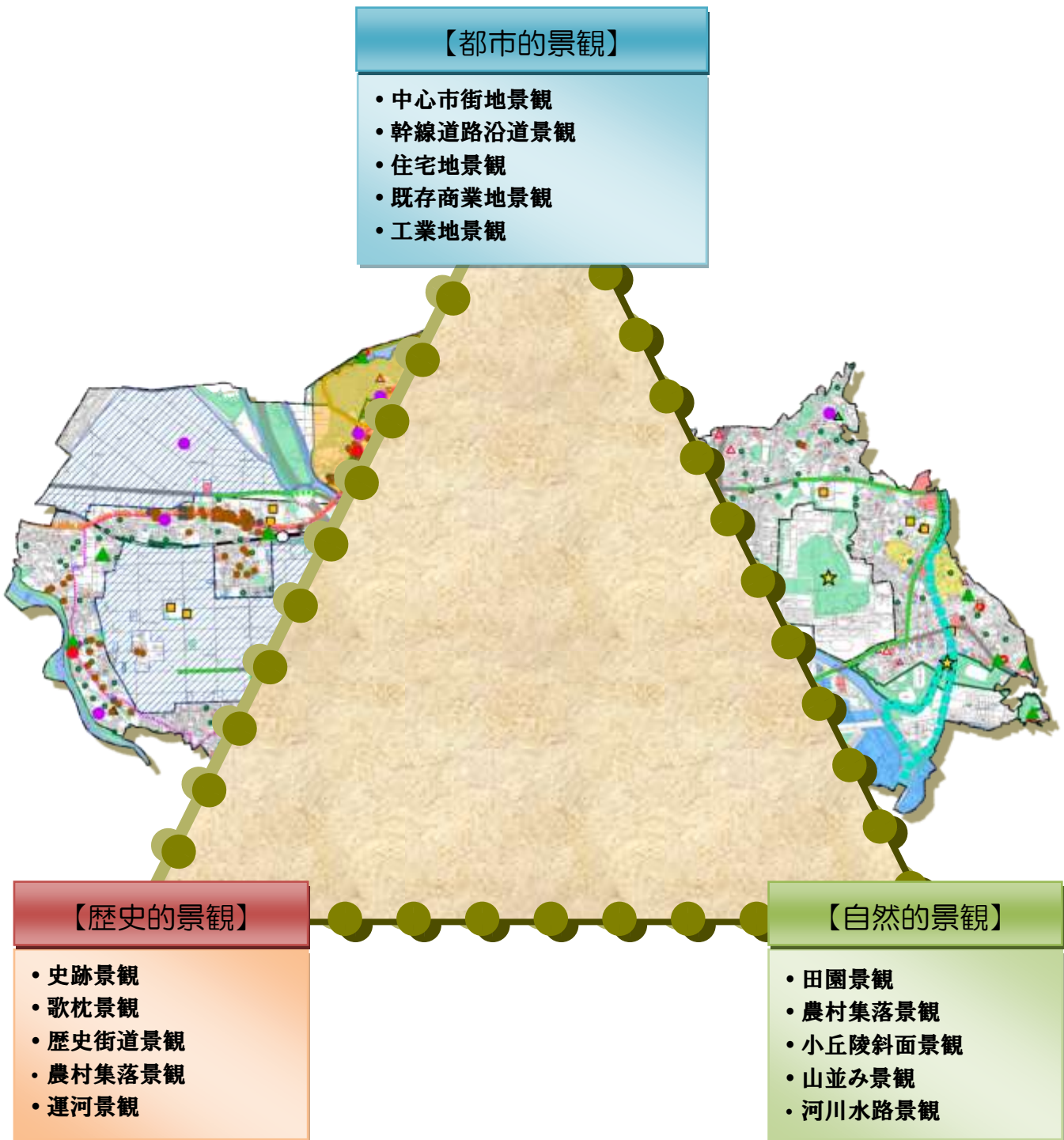


図 多賀城市の景観の構成

(2) 歴史的景観

本市では、縄文時代から近代にかけての遺跡や歴史遺産が分布していることからもちろしく、約6千年前から今日に至るまで人々の生活が営まれ続けています。

8世紀初め、仙台平野を一望できる高台に設置された「多賀城」は東北地方全体を治める政治・軍事の中心としての役割を果たしました。現在、^{たがしやうあとつけたりであと}多賀城跡附寺跡として国の特別史跡に指定され、市名の由来になっているなど市の景観の基盤となっています。

江戸時代になると、市内には13の村々が誕生し、営農を基盤とする集落が形成されていきました。現在でも山王・南宮地区の塩竈街道や八幡地区の「末の松山」「沖の井」といった名所・旧跡などとともに古い面影を残しています。

貞山堀とも呼ばれる貞山運河は、伊達政宗の発案により開削が始まり、仙台平野における河川交通や物流、用排水路としての役割を担っていました。今なお船舶の航路に利用され、明治時代以降の石積み護岸が残るなど、生活に密着した歴史的な景観として地域住民に慕われています。

第二次世界大戦中には、東北唯一の海軍の軍需工場である多賀城海軍工廠*が設置され、その範囲は、市域の1/4にわたりました。戦後は、工場地帯や陸上自衛隊多賀城駐屯地として利用され、本市の発展につながっています。

※多賀城海軍工廠：海軍工廠とは、第二次大戦中に艦船や飛行機、弾薬の開発・製造等を行った海軍の直轄工場のことで、多賀城では1943年から終戦まで、零戦の機銃や爆弾などを製造していました。

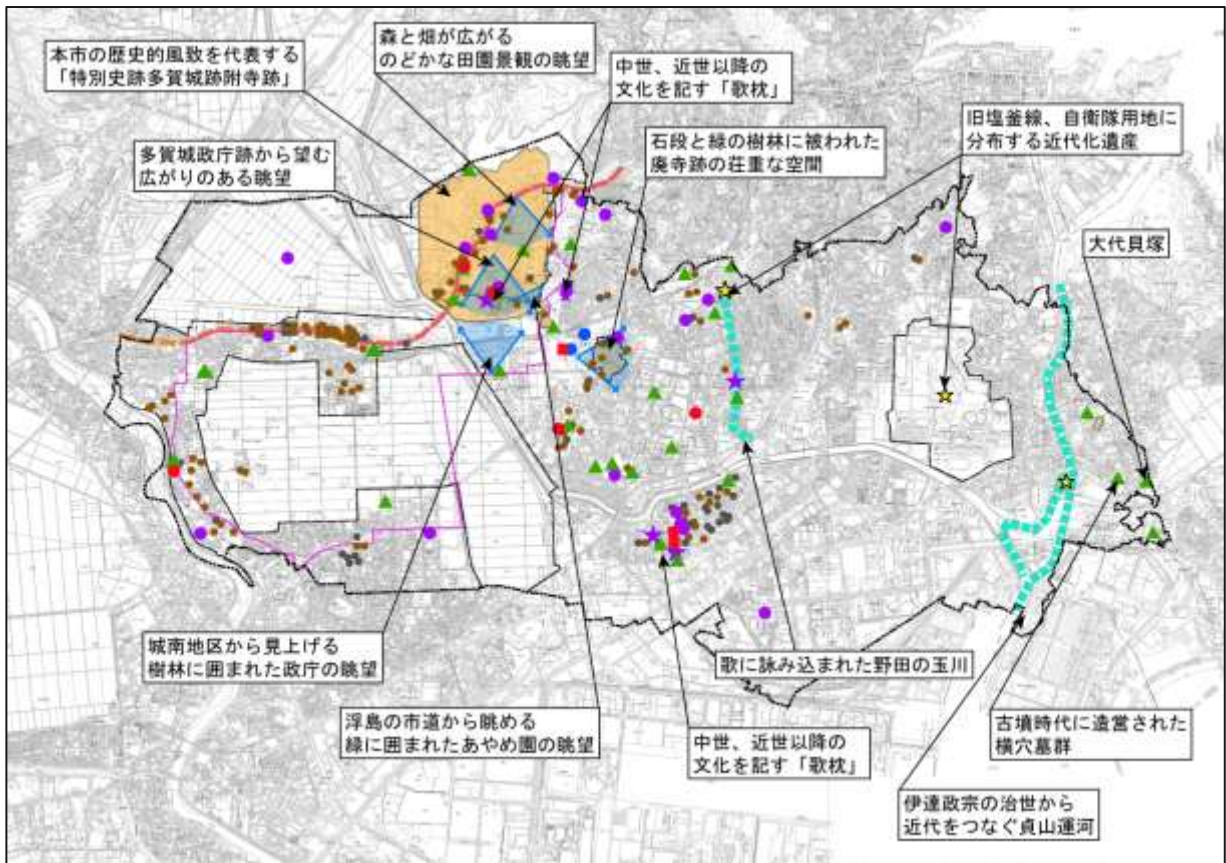


図 歴史的景観特性



〔特別史跡〕

■本市の歴史的風致を代表する「特別史跡多賀城跡附寺跡」

- ・古代に形成された遺跡は、地元の人々を中心に守り、伝えられ、それをとりまく自然環境と一体となって地域の原風景を形成しています。



遺跡と緑が一体として存在
(多賀城廃寺跡)

■多賀城跡からの眺望

- ・台地から仙台平野が見晴らせる眺望景観が、古代における東北地方の中心地選定の背景にあったと考えられており、仙台湾や蔵王連峰への眺望は、学校の校歌でも歌われているなど、本市にとっての原風景であるといえます。



多賀城跡から仙台平野を見晴らす景観

〔塩竈街道の歴史的風致〕

■江戸時代と変わらぬ位置に残る「街道と家並み」

- ・山王・南宮、市川地区など、塩竈街道沿いの集落景観の一部に古くからの街道景観が残されています。



江戸時代から続く街道の家並み（南宮）

■過去の面影を残す集落地

- ・江戸時代の農村集落の面影を残す山王・南宮・市川地区や、江戸時代の地割りが残る八幡地区は、民家の敷地内に板倉が点在し、農村集落に見る歴史的風致が残っています。



歴史的な趣きのある住宅（南宮）

■中世、近世以降の信仰、生活文化を記す寺社・石碑等

- ・塩竈街道沿いには、寺社・石碑などが分布し、五穀豊穡を祈る例大祭が行なわれるなど、信仰と祭礼が今日まで受け継がれ、街道や町並みと一体となった歴史的風致が形成されています。



陸奥総社宮の祭礼（市川）

〔歌枕の歴史的風致〕

■歌に詠み込まれた末の松山など

- ・小高い場所にある末の松山や、それに程近い場所にある沖の井は、いにしへの歴史や歌枕を感じ取ることができる場として多くの人々が訪れています。

ちぎりきな かたみにそでき しぼりつつ
すゑのまつ山 なみこさじどは
清原元輔（後拾遺和歌集）



末の松山

〔水辺の歴史的風致〕

■伊達政宗の治世から近代をつなぐ貞山運河

- ・藩政期に開削された貞山運河では、明治時代以降の改修に伴う石積護岸に歴史的景観が残っています。また船舶の通行や海苔養殖者による輸送、水揚げなど、生活文化景観もみられます。



貞山運河の景観

〔近代化遺産〕

■旧塩釜線、多賀城海軍工廠跡などの近代化遺産

- ・本市には県内最古の鉄道遺産といわれる旧塩釜線玉川橋梁や、太平洋戦争時の建造物が残るなど近代化遺産が分布しています。



海軍工廠時代の建造物
（多賀城駐屯地内）

(3) 自然的景観

東北の政治・軍事の中心地であった多賀城は、仙台平野と仙台湾を一望できる位置に築かれました。この地は大正 11 年（1922）、史跡に指定されたこともあり、史跡内には豊かな樹林地が残り、美しさと落ち着きのある景観をもたらしています。

市域を東西に流れる砂押川が海に直接注ぐほか、西端に広い河川敷を有する七北田川が流れ、東端に歴史性豊かな貞山運河が南北に続いています。また、中央の住宅地には、歌枕で有名な野田の玉川の水辺空間が市街地に潤いのある景観を形成しています。

西部には広大な農地が広がり、その背景には遠景として奥羽山脈の山並みや遠くの山間（やまあい）に落ちる夕日が展望され、集落と一体となった広がりのある美しい景観を形成しています。

七北田川沿いに広がる田園地帯から砂押川の北東に広がる起伏に富んだ松島丘陵の端部には、斜面樹林地や緑の小丘陵が点在して、遠近感のある豊かな緑の景観を形成しています。

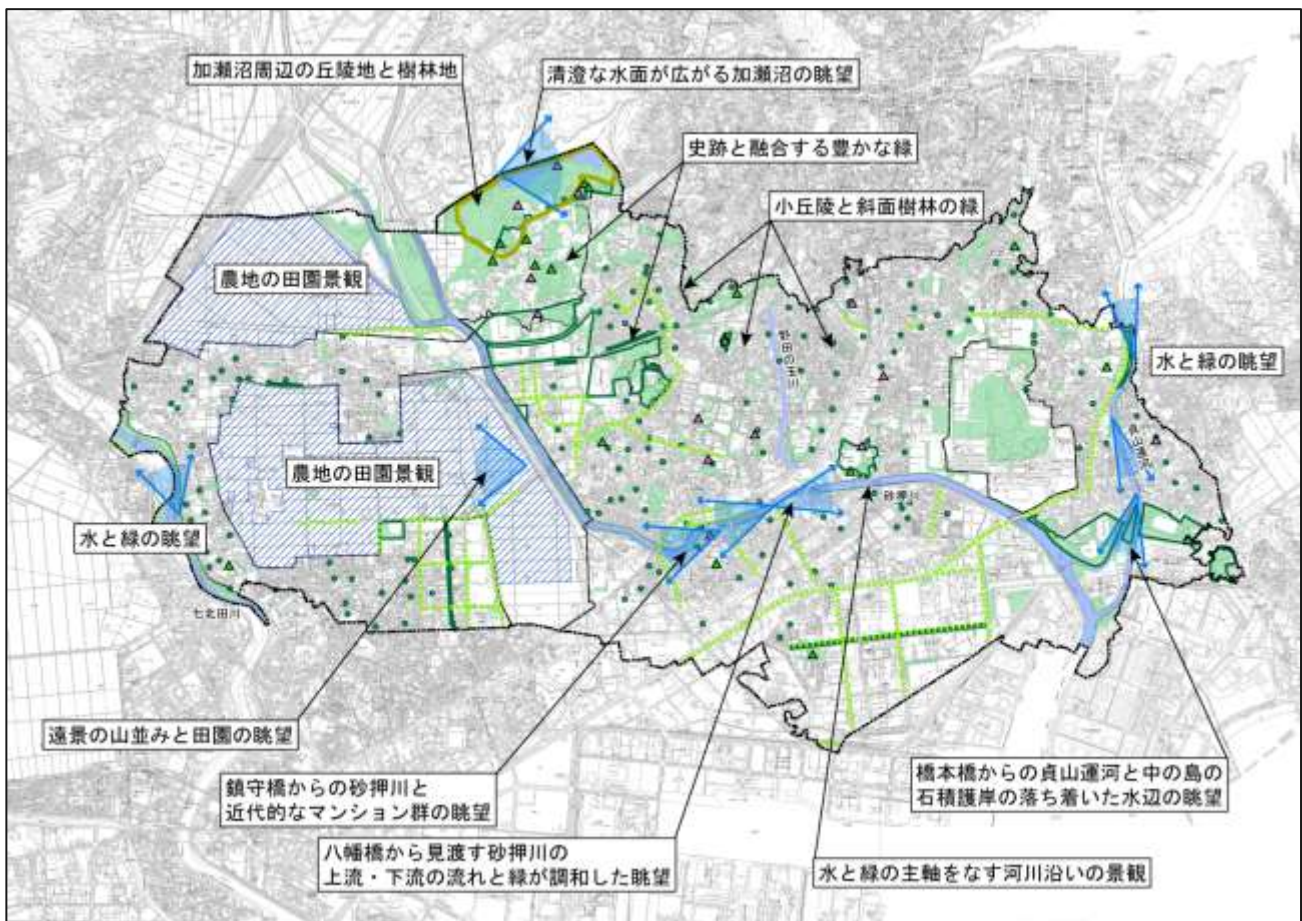


図 自然的景観特性



〔特別史跡〕

■「多賀城跡」を取り巻く豊かな緑

- ・多賀城跡周辺は、緑豊かな樹林に覆われ、史跡の広がりや緑の豊かさが多賀城らしい景観を作り出しています。



多賀城跡

〔水と緑の自然景観〕

■加瀬沼周辺の丘陵地と樹林地

- ・緑地保全地区の指定を受けている加瀬沼の水辺と丘陵地の景観が、多賀城跡の樹林地と一体となって広域的な緑地を形成しています。
- ・市民に親しまれている水辺の周辺などでは、季節ごとに樹木の色合いが変わり、また渡り鳥が見られるなど豊かな生態系による景観が見られます。



加瀬沼の水辺景観

■主軸となる水と緑の河川景観

- ・市中心部を流れる砂押川と仙台市との行政界を流れる西部の七北田川は、水辺の緑と水際のラインが市街地を貫き、本市の主要な景観軸を形成しています。
- ・貞山運河沿いは仙台港多賀城地区緩衝緑地や、斜面樹林など緑の資源が豊富にあるうえ、船だまりや船の往来が見られるなど、人々の生活によって形成された景観も見られます。



貞山運河の河川景観

■河川に沿った水と緑の眺望

- ・多賀城駅周辺から眺める砂押川は、市街地の高層住宅のなかに、緑に覆われた岸辺があり、野鳥が飛来する自然環境が残っています。
- ・七北田川の河川敷には遊歩道やレクリエーション施設があり、市民の憩いの場になっています。



砂押川の景観

■保存樹木と桜の名所

- ・多賀城跡周辺や市内の社寺境内には、老木、名木と称されているものや、地域の象徴木が点在し、特に保存すべき樹木を保存樹木として指定しています。
- ・加瀬沼公園や多賀城跡周辺をはじめ、市内各所で春になると桜が咲き誇り、身近な場所で季節感を感じさせています。



市川六月坂の桜

〔農地の田園景観〕

■西部に広がる優良農地

- ・市西部の優良農地は開放的な田園風景になっており、田植えとともに一面に緑が広がり、秋には黄金色に染まり、季節感を感じさせる景観をみせています。
- ・農地の広がりや遠景の山々が、豊かな自然を演出し、市街地に居ながら、のどかな田園の眺望景観を見ることができます。



遠景としての山と調和した
田園景観の眺望

〔小丘陵と斜面樹林の緑〕

■市内に点在する小丘陵

- ・「海に浮かぶ島」に喩えられ歌枕として詠まれた「浮島」は、浮島神社のある小丘陵で、このような地形は市内の東部に点在し、景観上の特徴となっています。

しほがまの 前に浮きたる 浮島の
浮きて思ひの ある世なりけり
山口女王（新古今和歌集）



浮島神社のある小丘陵

■「地形の記憶」をとどめる小丘陵と斜面樹林

- ・市街地に点在する斜面樹林は、丘陵樹林の名残を示すもので、小規模ながら、身近な緑を構成する要素となっています。



建物の間にみられる小丘陵の樹林（中央）

■小丘陵や斜面樹林による「緑のスカイライン」の眺望

- ・小丘陵や斜面に残る樹林が、遠景・中景・近景のなかに点在し、眺望景観のなかで重なり合い、緑のスカイラインを形成しています。



多賀城駅付近からの眺望

(4) 都市的景観

昭和 40 年代以降、生活や就業の中心地である仙台市の発展とともに、隣接する本市も発展を続けてきました。

市内には公共交通機関としてJR東北本線、JR仙石線が通っており、各線合わせて 4 駅が設置されており、広域道路交通網としては、三陸縦貫自動車道や国道 45 号、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）などが整備されていることから、交通利便性に優れ、住宅地や商業地としての整備が進んでいます。

地区計画により計画的な面整備が行われている高橋地区、城南地区、多賀城駅周辺地区では周囲と調和した良好な住宅地景観が形成され、仙台港背後地地区では、国際拠点港湾の仙台塩釜港（仙台港区）の背後地にふさわしい周辺環境に配慮した工場立地が進んでいます。

多賀城駅周辺は面整備による中心市街地の形成が進められ、国道 45 号、産業道路など幹線道路沿道では商業立地が進んでいます。

本市はこのような地域の特性を生かすために用途地域を定め、土地利用を誘導することにより、近代的な、秩序ある都市景観が形成されています。

また、潤いのある市街地形成に向けて、公園の整備や街路樹による緑化が計画的に進められるとともに、市民による花いっぱい運動などにより、美しい街なみ景観の形成が進んでいます。

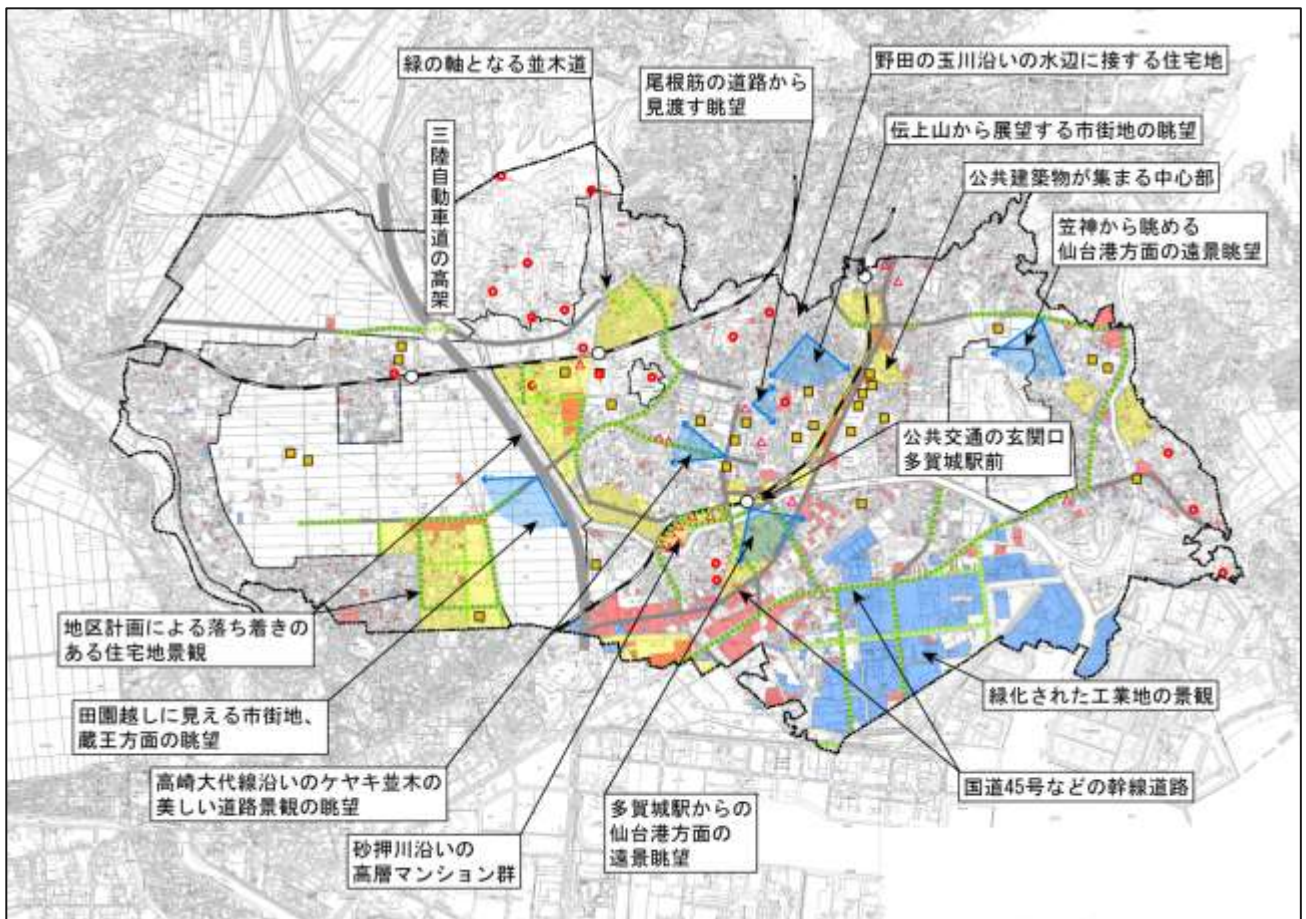


図 都市的景観特性



〔落ち着いたある良好な住宅地景観〕

■面整備住宅地

- ・高橋地区、城南地区では地区計画による計画的な整備により、生垣や壁面後退など、街なみ景観の整備が行われています。



地区計画によるまち並み（高橋地区）

■身近な緑に触れ合える整備水準が高い街区公園

- ・住居を中心とした市街地には概ね街区公園が整備されており、公園内の植栽が、緑に触れ合える身近な場所になっています。



身近な街区公園（城南地区）

〔公共施設の景観〕

■公共建築物

- ・多くの人が集まる公民館や文化施設などは、建築物そのものだけではなく、敷地内の樹木や庭石、モニュメントなどが身近な景観要素となっています。
- ・小学校や中学校の校舎や体育館、校庭の遊具、シンボルツリーなど、同じ場所に長く存在する施設は、子供の頃の記憶に残る懐かしい原風景の場所にもなっています。



文化センター

■公共交通の玄関口となる多賀城駅前

- ・鉄道やバスの利用者が多く集まる多賀城駅は、公共交通の玄関口として、本市の「顔」と位置づけられます。
- ・多賀城駅周辺では、JR仙石線の連続立体交差事業や土地区画整理事業など、本市の玄関口にふさわしい都市拠点の整備が進んでいます。



多賀城駅前

〔良好な街なみ景観〕

■緑の軸となる並木道

- ・街路樹や並木道の高木の連なりは、緑の軸を形成し、無機質な市街地の都市景観に潤いを与え、行き交う人々に安らぎを与えます。
- ・街路樹や並木道の樹木は、春の桜、夏の新緑、秋の紅葉など四季を身近に感じることができます。



高木の街路樹の連なり（中央）

■幹線道路

- ・高架構造の三陸縦貫自動車道は、東日本大震災による津波の影響も少なく、物資や人の輸送に重要な役割を果たしました。この道路を通行する車両からは本市の田園地帯や市街地を見渡すことができます。
- ・広域交通軸となる国道 45 号や主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）等の沿道は、大規模な商業系土地利用が進み、賑わいのある景観を形成しています。



南宮神社と三陸縦貫自動車道

■工業地

- ・市南東部に広がる大規模な工業地は、東日本大震災による津波の被害を受けましたが、復興とともに再建が進み、敷地内の緑化も進められています。



緑化された工業地（桜木）

〔自然と調和した街なみ景観〕

■市街地の河川・水辺景観

- ・多賀城駅周辺の砂押川は、高層マンションの真横をぬって、ゆるやかに流れており、都市のなかに潤いを与えています。
- ・野田の玉川沿いは、閑静な住宅地が連なり、改修された水辺景観と住宅地景観が一体となって美しい街なみを形成しています。



砂押川沿いの高層マンション群

■尾根筋の道路から見渡す眺望

- ・市内各所の丘陵地では、尾根筋の道路を通して市街地や田園地帯を見渡す眺望が見られ、街なみの広がりを感じる景観となっています。



尾根筋から見渡す眺望（笠神）

5-2 景観形成の課題

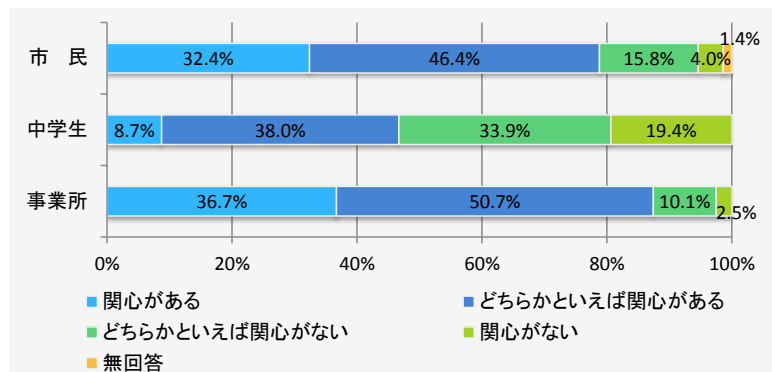
(1) アンケート調査による景観に関する市民の主な意見

平成24年度に市民（20歳以上の男女4,000人、回答率37%）、事業者（従業員10人以上の民営事業所181事業所、回収率44%）、中学生（市立中学校の2年生、613人、回収率93%）を対象に行った「景観に関するアンケート調査」について、主な意見をまとめるのと次のように整理されます。

➤ **景観に対する関心は市民、事業者で高く、重要度はすべての調査で高くなっています。**

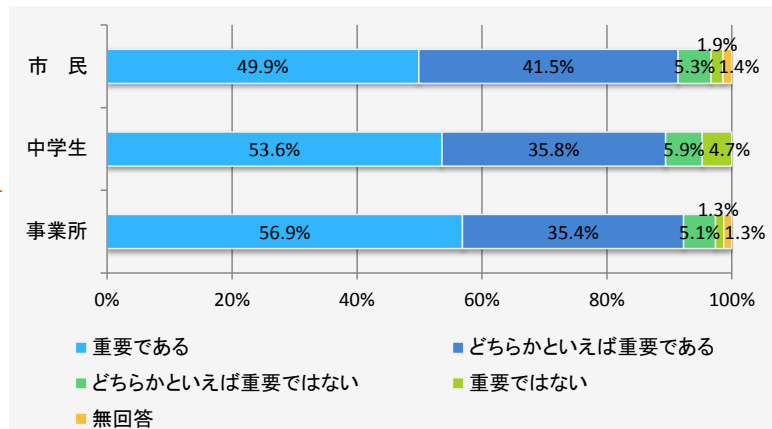
〔関心度〕あなたは多賀城市の景観に関心がありますか。

- 市民、事業所の約8割が景観に対して高い関心を示しています。
- 次代を担う中学生は5割程度が関心を持っています。



〔重要度〕あなたは多賀城市の今後のまちづくりにおいて、良い街なみや風景、眺望を守ったり、新しい良い街なみなどをつくったりしていくことが重要だと思いますか。

- すべての調査で景観を重要と考えている割合が8割を超えました。
- 中学生もまちづくりにおける景観の重要性は感じているようです。



〔満足度〕あなたは今の多賀城市全体の景観に満足していますか。

- 市民、事業者は、満足している人としていない人の割合がおおよそ半々になっています。
- 中学生は半数を超える6割超が満足しています。

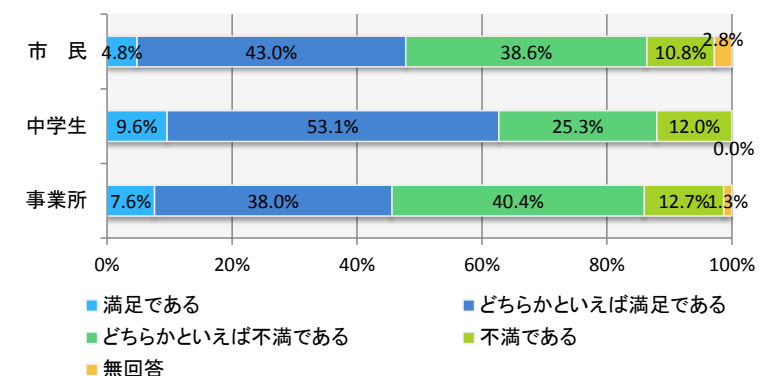
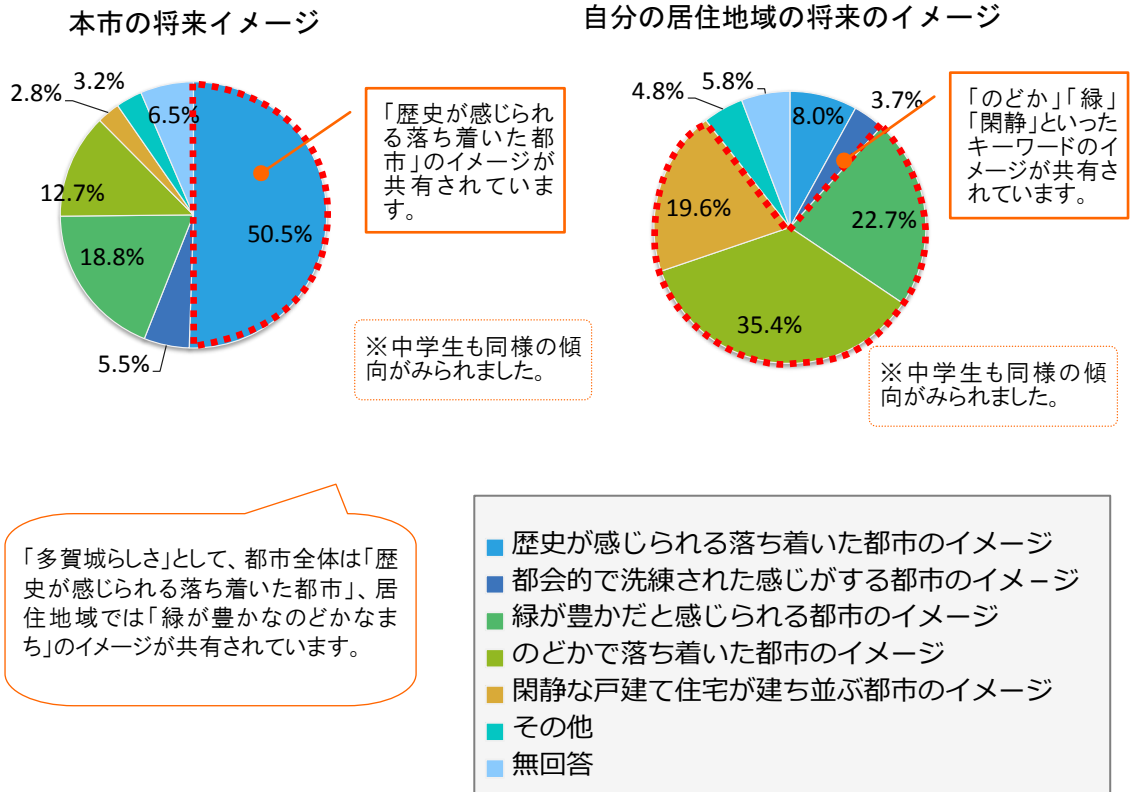


図 景観への関心度・重要度・満足度意識

➤ 「歴史」「自然」を共通意識としている市民の景観イメージ

将来、多賀城市の景観はどのようなイメージの都市になると良いと思いますか。
(一般市民の回答)



アンケート調査より（抜粋）

- 景観への関心は市民や事業所では高くなっていますが、中学生の関心は低いようです。
- すべての調査で景観への取組みが重要であると考えられています。また、今後は、中学生などの若年層や景観活動に参加していない層の景観意識の向上に向けた取組みや多様な機会を提供することが重要であると考えられます。
- 一般市民の中には、景観づくりに関心は持っていますが、景観づくりの活動には消極的な方も見受けられます。
- 景観まちづくりへの身近な取組みとして家の周囲の清掃や道路に面した部分の生垣・庭木の手入れや、花づくりなど住まい周辺の美化や緑化などの取組みを行っている市民も半数以上見受けられます。

(2) 景観形成に関する課題

景観の現状及び景観特性、市民意識等を踏まえて、本市の景観形成に関する課題は次のように整理されます。

① 歴史的景観の保全と魅力の向上

<現状・課題>

本市には、史跡等の文化財のほか、八幡の沖の井や南宮の板倉など地域固有の歴史資源が多く残っていますが、このような資源等及び周辺的环境には主に次のような現状がみられます。

- ・ 歴史資源の老朽化や震災被害による破損・滅失
- ・ 都市化による歴史的風致の喪失
- ・ 歴史的風致に影響を及ぼす高層建築物の立地

<検討の方向性>

近年、都市化や震災により多くの歴史資源が消失の危機にさらされ、本市特有の史跡や歴史的風致などの良好な景観の喪失や魅力の低下が懸念されており、かけがえのない歴史資源の保全と歴史的景観の魅力向上に向けた取組みが必要となっています。

<考慮すべき事項>

- ・ 都市のシンボル景観となる史跡や歴史的風致の維持・保全
- ・ 破損した歴史的景観資源の修復及び維持継承
- ・ 本市の歴史的資源、歴史的風致を活かした魅力ある市街地景観、自然景観の形成
- ・ 貴重な歴史的風致が残る地域の景観資源の保全と活用



震災による歴史的建造物の被害状況

② 自然と緑の再生・保全・創出

<現状・課題>

都市化が進む市域の中に豊かな自然や緑が点在していますが、近年の自然・緑の現状には主に次のような変化がみられます。

- ・宅地開発等による市街地内に点在する小丘陵や斜面緑地の減少
- ・維持管理の困難さ等による宅地内の庭木の減少
- ・幹線道路の延長、公園の増加等公有地の拡大による緑の維持管理費の増加

<検討の方向性>

宅地開発及び都市施設の整備による土地利用の拡充が進む反面、市街地内に点在していた緑地が減少し、住宅等では世代交代や高齢化による敷地内樹木の維持管理が困難になり伐採されるなど、緑の維持保全に向けた対策が必要になっています。

また、行政側でも公共施設内の樹木等の維持管理費の増加に対する対策が必要になっています。

<考慮すべき事項>

- ・土地利用の拡充に併せて公園の整備や道路の街路樹による緑の確保
- ・住宅等敷地における緑の保全・緑化の推進
- ・公共施設内の緑化の推進と緑の適切な維持管理の検討

平成 13 年撮影



平成 25 年撮影



宅地開発等による市街地に点在する小丘陵や斜面緑地の減少の状況

③ 良好な都市景観の保全と創出

<現状・課題>

本市の中心市街地の発展にともなう建築物その他周辺環境への影響と、住宅地の建築物の街並みへの影響、少子高齢化社会における住宅地の現状、そして東日本大震災による市街地への影響は次のような状況がみられます。

- ・ JR 多賀城駅周辺の再開発ビル・民間建築物の、本市の玄関口にふさわしい街なみ景観への配慮
- ・ 駅周辺の放置自転車による歩行環境・景観の悪化
- ・ 住宅の派手な色彩、高彩度の建築物の立地による周辺建築物との不調和
- ・ 居住者の死亡や転居、相続人が居住しないことなどによる空き家の増加
- ・ 東日本大震災による建築物解体後の空き地の増加と今後の利用

<検討の方向性>

JR 仙石線多賀城駅周辺の中心市街地活性化を推進する必要があります。併せて本市の玄関口として良好な景観と環境を創出していくことが必要とされています。

住宅地では、周辺住宅と調和したのどかで落ち着いたある閑静な住宅地の景観を創出していくことが必要とされるとともに、空き家・空き地については所有者による適切な管理が必要とされています。

震災で壊滅的な被害を受けた宮内地区では土地区画整理事業が進められるなど新たな都市整備が行われています。

<考慮すべき事項>

- ・ JR仙石線多賀城駅周辺における本市の玄関口にふさわしい良好な市街地空間の創出
- ・ 本市特有の歴史的風致と建築物等の調和
- ・ のどかで落ち着いたある閑静な住宅地を形成する良好な環境の保全・創出
- ・ 津波被災地における市街地の復興と良好な環境の形成



多賀城駅前の放置自転車



震災後の建築物解体による空き地

④ 景観形成に向けた市民協働の推進

<現状・課題>

本市では、公園や街路樹など整備され、市民の緑化を推進する生け垣づくり事業や花のまちづくり事業等も実施されていますが、緑や景観の維持管理、創出における現状は次のような状況がみられます。

- ・ 景観を重要とする市民意識の高さはあるが、若者の景観への意識や関心の低さ
- ・ 花のまちづくり事業は毎年同一団体による申請が多く、新規団体の申し込みが低調
- ・ 高齢化やライフスタイルの多様化による、庭木の維持管理の難しさ

<検討の方向性>

道路、公園、河川等の公共施設整備にあたっては、周辺環境に考慮した施設整備により、市民が良好な景観に触れ合える環境を創出していくことが必要とされています。

また、市民による歴史的景観の保全や、良好な街なみ景観の形成により、住み続けたいまち、誇れるまちとして、郷土愛を育む取組みも必要になっています。

<考慮すべき事項>

- ・ 市民、事業所と行政の協働による景観づくり活動の活性化
- ・ 景観意識の低い市民層の景観づくりへの参加の促進
- ・ 若年世代等景観への関心の低い層への啓発活動の推進
- ・ 市民への景観情報の提供及び景観形成の組織づくり、支援体制の確立



庭木の維持管理の難しさ（イメージ）

第6章 景観計画の区域

市内の広範囲に分布する歴史・自然景観との調和を図り、多賀城らしい良好な景観を形成するため、また、それらは市民の一人ひとりの積極的な取組みによって実現するものであることも踏まえて、市内全域を景観計画区域として定めます。



図 景観計画区域の設定



第7章 基本構想

7-1 景観形成の基本理念

「国府の歴史、歌人の文化、偉人の^{そくせき}足跡を 継承し、ふるさとを育む史都多賀城」

■市民が共有する歴史・自然景観を大切にする景観づくり

市民誰もが「多賀城らしさ」として共有する歴史や自然の豊かさを後世に引き継ぎ、豊かな景観を守り、育てることを大切にします。

■愛着とやすらぎを持てる地域の個性豊かな景観づくり

住み、働き、学ぶ場として、愛着と落ち着いたやすらぎの持てる地域個々の景観を守り、向上させます。

■市民が共感する多賀城の礎と調和した美しい景観づくり

市民が互いに多賀城らしい景観を通じて共感を持って美しい景観づくりに取り組めます。



7-2 将来の景観像

景観形成の基本理念のもとに以下の景観テーマを掲げ、市民が、歴史、自然景観を大切に各々の地域の特徴ある都市景観を育てていく姿勢を、本市の将来の景観像として位置づけ、現在から将来に向けた本市の景観の姿を描きます。

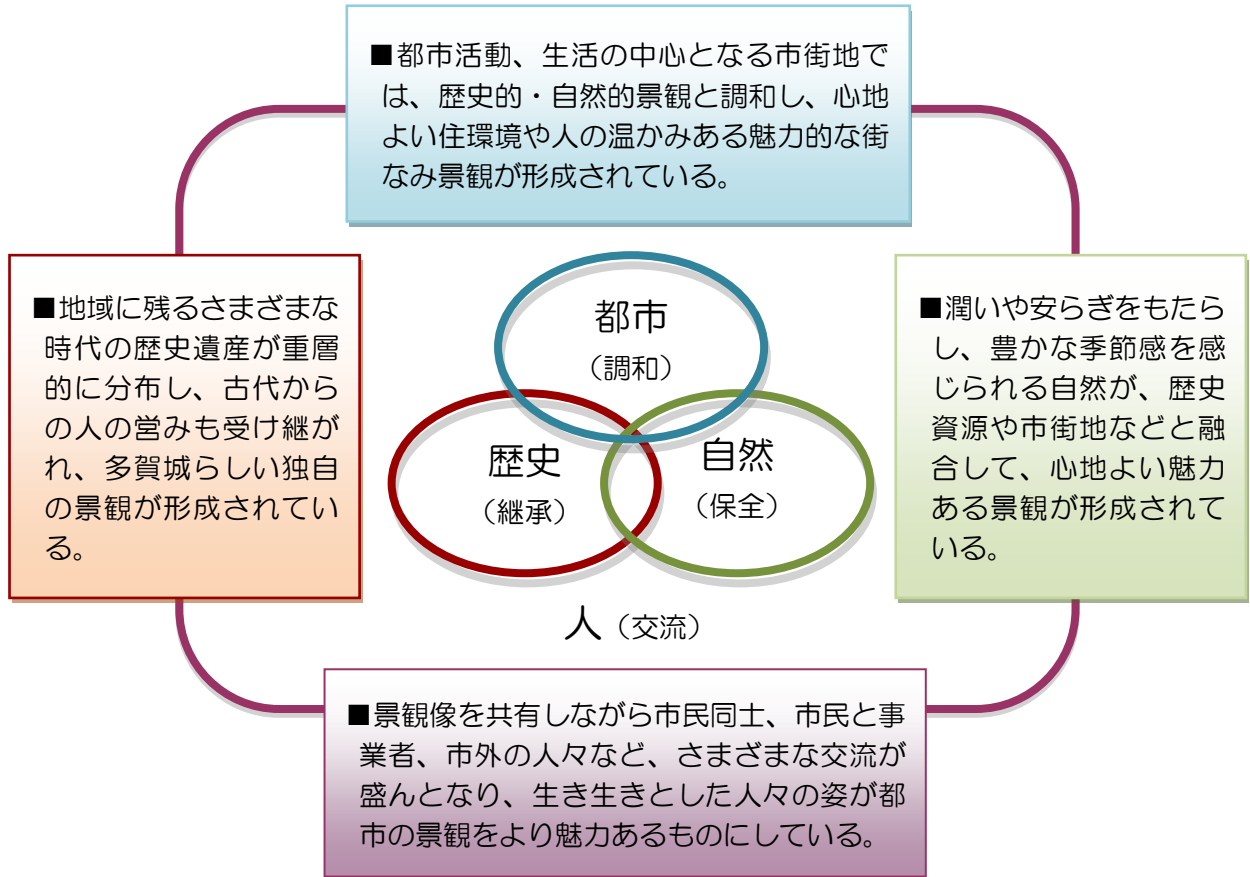


図 景観特性と将来景観像



7-3 役割と取組み

将来景観像を実現するためには、本市にかかわるすべての人が「景観」を意識して行動しなければなりません。

そこで、市民、事業者、行政の役割と取り組むべきことをあらかじめ明らかにした上で、将来の景観像の実現に向け、取り組んでいくこととします。

■市民の役割と取組み

市民一人ひとりが生活の場となる身の回りの景観への意識を高め、歴史的背景を尊重した多賀城らしい景観形成に配慮し、美しい和みのある景観づくりに取組みます。

また、地域に残る伝統的な祭りを継承しつつ、新たに住民が交流する場を増やして、地域の文化的景観を育みます。

■事業者の役割と取組み

事業者等は事業活動における施設整備に当たり、『史都多賀城』にふさわしい秩序ある街なみ景観に配慮し、緑化活動など景観向上策に積極的に取り組むとともに、公共空間と調和した地域景観の形成に努めます。

■行政の役割と取組み

『史都多賀城』にふさわしい歴史的風致を考慮した優れた景観の保全、形成に向けて、情報提供など市民の景観意識の向上を図るとともに市民の共有財産としての景観への取組みに向けた合意形成に努めます。

また、市民や事業者等が自ら行う景観形成活動について支援、誘導に努めます。

さらに、国や県と協力して、景観計画の実現に努め、庁内の多様な機関の協力のもと、あらゆる面での景観形成に積極的に取組みます。特に、道路、河川、公園等の公共施設整備に当っては、周辺住宅地等との調和を図り、市民や事業者などと協力して地域の個性を尊重した景観づくりに努めます。



野田の玉川あんどんまつり



ザ・祭り in 多賀城

7-4 基本目標

「7-2 将来の景観像」に示した歴史的景観、自然的景観、都市的景観の各々の将来像を実現するために、市民が集う景観による取組みの基本目標を以下のとおり定めます。

■時代の薫りを感じる『歴史的景観』

【基本目標】

本市の歴史を代表する特別史跡多賀城跡附寺跡の景観をはじめ、様々な歴史資源と調和した品格ある景観を守り、悠久の歴史とともに次の世代へと受け継いでいくことを目指します。



壺碑周辺



市川六月坂地区

■季節の彩を感じる『自然的景観』

【基本目標】

歴史と融合した季節感のある彩り豊かな水と緑と生態系を含めた自然環境にも配慮した景観の保全、活用を目指します。また、田園地帯から望む広がりのある眺望の保全を目指します。



市川大畑の蕎麦畑



山王の田園地帯

■ 人の温かみを感じる『都市的景観』

【基本目標】

本市のまちづくりは、安全安心なまちづくりを念頭において、歴史的な景観や自然的景観と調和した、質の高い魅力的な市街地景観の形成を目指します。また、駅周辺や幹線道路沿いなど都市活動の拠点や生活空間において、道路や広場と建物が調和した活気ある街なみの景観づくりを目指します。



多賀城駅前公園



多賀城駅前周辺の市街地

■ ふれあいあふれる『市民が集う景観』

【基本目標】

市民一人ひとりが、多賀城らしさのある景観について考え、行動し、身近な景観づくりへの参加の輪を広げ、誇りの持てる住みよい景観まちづくりを目指します。



花のまちづくり活動



あやめまつり

7-5 基本方針

基本目標の実現に向けて、歴史、自然、都市の視点から景観づくりの方針及び人の交流による景観形成の方針を以下に示します。

(1) 歴史

方針1) 史跡の保全と、魅力を更に向上させる景観の形成

多賀城跡からの眺望景観を保全するため、建築物の意匠、形態、色彩及び敷地内の緑化、屋外広告物等について適正な規制、誘導を図ります。

丘陵地にある高台斜面や社寺境内、身近な街区公園などの樹林景観の保全を図ります。



多賀城跡の景観



陸奥総社宮

方針2) 地域の歴史的風致を生かした景観の形成

塩竈街道筋では歴史的風致の保全を図るため、板倉などの歴史的資源の保全に努めるとともに、これらと調和した道路景観の形成を図ります。

野田の玉川、末の松山、沖の井などの歌枕周辺においては、歴史的風致と周辺の街なみが一体となった景観の維持、形成を図ります。

歴史的資源と周辺の街なみが一体となった景観の維持を図るため、建築物、工作物等の高さ、形態、意匠、色彩及び敷地内の緑化、屋外広告物等について適正な規制、誘導を図ります。



沖の井



市川の塩竈街道沿いの景観

おきのゐて 身をやくよりも 悲しきは
 宮こしまべの わかれなりけり
 小野小町 (古今和歌集)

わが袖は 汐干に見えぬ 仲の石の
 人こそ知らね 乾くまもなし
 二条院讃岐 (小倉百人一首)

方針3) 史跡景観に配慮した公共施設の整備

道路等の公共施設整備に当たっては、地域の歴史的風致に十分配慮した景観形成に努めます。中央公園の整備にあたっては、多賀城跡・多賀城廃寺跡、南北大路との一体性に配慮した景観形成を行います。



多賀城南門 (復元イメージ)



政庁大路線
 (城南地区の都市計画道路)

行政と市民・事業者の役割

	役割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡周辺の緑地を守るためのルールづくりと公園整備に取り組めます。 ・ 景観の維持・保全に関する市民の取り組みへ支援します。 ・ 歴史的風致の残る地区で公共施設を整備するときは、歴史的風致に配慮します。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に残る歴史的資源を未来に継承するため、地域で保全に努めます。 ・ 公共施設周辺の歴史的風致や自然景観の保全に配慮します。

(2) 自然

方針1) 河川を主軸とする水と緑の景観ネットワークの形成

砂押川、七北田川、貞山運河などを活かした水と緑の景観ネットワークを形成します。
河川敷の美観の向上とともに、河川護岸の親水性の確保、河川堤防に隣接した土地への植樹によるランドマークの創出などにより、景観軸としての魅力の向上を図ります。



七北田川の景観



砂押川の景観

方針2) 水辺景観の保全と改善

貞山運河の歴史ある石積護岸の景観や、大正時代から続く養殖漁業の営み、舟運などの生活景観の保全を図ります。

野田の玉川沿いは、水辺の良好な景観の維持と併せて、住宅景観の向上を図ります。

砂押川・七北田川には豊かな緑と生態系が見られることから、この豊かな自然環境を保全しつつ堤防や河川沿いの広場や公園などを活用し、良好な眺望景観を楽しめる視点場の景観形成に努めます。



貞山運河の景観



貞山運河の灯ろう流し



野田の玉川

ゆふされば しほ風こして みちのくの
のだの玉河 千鳥なくなり
能因法師 (新古今和歌集)

ふままうき もみぢのにしき ちりしきて
人もかよわぬ おもわくのはし

西行（山家集）



野田の玉川（おもわくのはし）

方針3）西部地区に広がる優良な田園景観の保全

特別史跡地区とその周辺は、樹林や田園と一体となった自然豊かな景観を創出しているため、緑の保全を図るとともに、建築物等の意匠、形態、色彩等の規制、誘導を図ります。優良農地の緑や寺社のある小丘陵等の樹林については、緑に囲まれた良好な景観の維持と保全に努めます。

都市に潤いと安らぎを与える本市西部に広がる田園地帯と田園地帯越しに見える、遠景の山々の眺望の景観の維持と保全に努めます。



西部に広がる農地と南宮神社



西部田園地帯からの山並みの眺望

行政と市民・事業者の役割

	役 割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な田園景観の保全に向けて、土地利用の適正化を図ります。 ・砂押川、貞山運河沿いは、歴史文化遺産をつなぐ「歴史の道」として、散策路によるネットワークの形成に取り組めます。 ・歴史的な魅力を創出するため、市民と協働で環境整備に取り組めます。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変に当たっては既存の緑地景観の保全に配慮します。 ・河川に生息する生き物が、住み続けられる環境を守るため、行政とともに保全に努めます。 ・水辺沿いの土地利用では、歴史的な水辺景観との調和に配慮します。

(3) 都市

方針1) 多賀城駅周辺の良い景観の創出

JR 仙石線多賀城駅周辺は本市の玄関口としてふさわしいシンボルとなる景観を創出するため、建築物の色彩、形態、意匠、敷地内の緑化等を適正に誘導します。

砂押川沿いでは、河川の水辺空間と調和した景観を創出するため、建築物の色彩、形態、意匠、敷地内の緑化等を適正に誘導します。

JR 仙石線多賀城駅周辺において、景観を損ねたり、通行の妨げとなる放置自転車の未然防止に努めます。



多賀城駅北側周辺整備 (イメージ)



多賀城駅南側の駅前広場と砂押川 (イメージ)

方針2) 道路や公園等における緑化の推進

幹線道路では、連続した低木や中高木による街路樹の整備による緑化軸を形成するとともに、公園にはまとまった樹林を整備することにより、緑豊かな景観形成を進めます。

幹線道路沿道等の規模の大きい建築物は、建物の色彩、形態、意匠や、屋外広告物について秩序あるものに誘導します。

道路沿いの垣、柵は生け垣による緑化を誘導し、緑豊かな道路景観の形成に努めます。



緑豊かな公園 (浮島)



沿道の植栽景観 (八幡)

方針3) 身近な住環境におけるのどかで落ち着いた景観の形成

住宅地では災害に強い安全安心なまちづくりを計画的に進めるとともに、住む人が安らぎを感じる空間となるよう隣接建物と調和した街なみの形成を目指して、建築物の高さ、色彩、形態、意匠に配慮するものとします。

緑豊かな都市景観を形成するため、住宅地等の周囲は隣接した建物と連担して緑化を図るなど、市街地の公園や緑地などと調和した景観形成を図ります。



落ち着いた色合いの住宅地（東田中）



市役所周辺の市街地

行政と市民・事業者の役割

	役 割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と協働で策定した地区計画等のまちづくりのルールにより、良好な景観創出に向けて取組めます。 ・ 市民による緑化活動の支援や、街路樹等の公共緑化に取り組めます。 ・ 緑あふれる良好な都市環境の創造のために、各種緑化助成制度による市民の緑化運動の推進、普及・啓発活動に取り組めます。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多賀城駅周辺は市の玄関口にふさわしい、賑わいがあり、秩序ある景観創出に努めます。 ・ 市道、公園、集会所その他の公共の場所への緑化活動の推進に努めます。道路沿いの敷地は緑化に努めます。 ・ 住宅地では、ガーデニングや生け垣などによる緑豊かな景観形成に努めます。



市民による多賀城駅前の悠久の詩都の灯
(ゆうきゅうのまちのあかり)

(4) 人（交流）

方針1) 人が集まり多賀城らしい景観に親しむ機会づくり

多賀城の歴史資源や、博物館等の文化施設、自然豊かな加瀬沼公園等を活用して、市民が多賀城らしい景観に触れ、自ら考える機会の充実を図ります。

史跡めぐりを兼ねた散策、公園でのレクリエーション、河川堤防沿いのジョギングや貞山運河でのつりや舟遊びなどさまざまな機会を通じて、人が集まり、交流しながら、市民が多賀城らしい景観に親しむ機会の充実を図ります。



みんなのマルシェ（駅前公園）



野田の玉川あんどんまつり

方針2) 身近な景観を再発見する環境づくり

地域で魅力的な景観を見つけるためのワークショップや地域で出来る手作りの景観改善方策の検討などを通じて、地域住民が自ら景観づくりに取り組める環境づくりを進めます。

地域の特色ある歴史資源や自然資源をもとに、市民一人ひとりが景観づくりに取り組めるための情報提供に努めます。



まちづくりワークショップ風景

方針3) 花が彩る住宅地の景観づくり

住宅地における花のあるまちづくりや、生け垣による道路際の緑化を推進するとともに、建築物の色彩等に関する規制、誘導により、落ち着いた住宅地景観の維持・形成を図ります。住宅街にある公共用地などでは、美観の改善、花の栽培など市民による緑化の推進を図ります。



緑化された住宅地（城南）



花のまちづくりの景観（大代）

方針4）緑豊かな工業地の景観づくり

工業地における敷地内緑化を推進するとともに、建築物の色彩等は統一感のある景観形成を目指します。丘陵地からみた遠景眺望としての良好な工業地景観の創出に努めます。



緑豊かな工業地（桜木）



緑豊かな工業地（宮内）

行政と市民・事業者の役割

	役 割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀城らしい景観づくりに向けて、情報発信や広報活動を実施し、モデル的な企画行事の実施に努めます。 ・住宅地・工業地の美しい景観づくりに向けてルールづくりに取り組みます。
市民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から身近な場所の景観づくりについて考え、多賀城らしい景観づくりを通じた交流活動に積極的に参加します。 ・地域の花づくりなど緑化活動に参加して美しい景観づくりを進めます。 ・事業所等は、周囲と調和した緑の美しい工業地景観の形成に努めます。

7-6 建築物等による景観形成

(1) 建築物等の景観への配慮

1) 歴史、史跡、風致との調和

本市を象徴する歴史的資源、歴史的建造物に隣接し、またはその周辺に建築物を設ける場合は歴史的な雰囲気や風致を阻害しないように配慮します。

農家集落の板倉等の歴史的な風致を形成する建造物の周囲では、その風合いを基調とした形態・意匠に配慮します。



農村集落にある板倉（南宮）



板倉と調和した瓦屋根の住宅（市川）

2) 背景となる自然景観との融合

遠景となる山並みや広がりのある田園地帯を背景とする建造物等は、これらの自然景観を著しく阻害しないように圧迫感のない建築物等とするように配慮します。

背景となる自然景観から突出したものとならないように、配置、形態意匠、色彩、高さ等に配慮します。



山並みや周囲の緑と調和した建物（中央）



樹林などの自然景観に調和した住宅（浮島）

3) 隣接建造物との調和

閑静な住宅地、幹線道路沿いの商業地、大区画の工業地等では、隣接する土地利用や建築物等と調和して違和感のないものとなるように配慮します。

形態意匠や色彩等が隣接する建物と明らかに異なる場合は、周囲を緑化するなど緩衝帯を設け、街なみが調和するように配慮します。

4) 道路沿いの景観形成への配慮

住宅地では、隣接する建築物と形態・意匠の調和に配慮するとともに、道路沿いの垣・柵等は隣接した敷地と素材等の形態意匠や高さの調和を図り、連続した景観の形成に配慮します。

通りに沿って形成される建築物の壁面の位置や開口部、工作物の門柱等は、通りで一体的な景観を形成するように、隣接地との調和に配慮します。



塩竈街道と調和した住宅（南宮）



家並みと生け垣が調和した住宅地（高橋）

5) 都市計画の用途地域に整合した景観への配慮

住宅地の建物の配置、形態意匠、色彩、高さ等については、周囲の住宅と調和したものとし、違和感のない景観に配慮します。

幹線道路沿道の建造物等は、賑わいのある沿道景観を創出するよう努めます。ただし、周辺建築物に比べて突出しないよう配置、形態・意匠、色彩、高さ等に配慮します。

中高層の建築物や壁面の大きな建築物では、周囲に圧迫感をもたらさないように、形態・意匠や色彩に配慮します。

工業地の建物で規模の大きいものは、周囲に緑化を行うなど良好な工業地を創出するように努め、建物の配置や形態意匠に配慮します。

(2) 建築物等の要素別配慮

1) 形態・意匠

戸建て住宅の屋根は、日本の伝統的な屋根景観を維持するため勾配屋根とし、周囲と調和した色彩で落ち着いたものとするように配慮します。

建築物の配置は、通りに面して、できるだけ連続した並びとなるように配慮します。

中高層の建築物にあっては、壁面の分節化や窓面を多くするなど、周囲への圧迫感を軽減するように配慮します。また上部に設置される塔屋等は周囲と違和感がないように配慮します。



隣接建物と調和した勾配屋根の住宅



分節化や窓面を多くした中高層建築物

2) 色彩

住宅地にあっては、落ち着いた景観形成を図るため、屋根や壁面は周囲と調和した、彩度を抑えた色彩とします。

中高層建築物の大規模な壁面では、周囲を圧迫することなく、調和した都市景観とするため、落ち着いた彩度に配慮します。

3) 高さ

幹線道路沿い等の市街地の中高層建築物では、沿道利用者に圧迫感を与えることがないように配置等に配慮します。

住宅地等では街なみを考慮し、隣接する建築物と調和した高さとなるように配慮します。



市街地の中高層建築物（中央）



遠景の山並みや田園と調和した住宅地

4) 建築物等周囲の緑化

駐車場等の開口部は必要以上に広くならないようにして、出入口以外は緑化を行うように配慮します。

住宅敷地等の道路に面した部分では、できるだけ緑化を図り、連続した緑の帯の形成に配慮します。



緑化された住宅地（高橋）



住宅地沿道の緑化（浮島）

第8章 景観重点区域

(1) 景観重点区域の設定

「多賀城らしさ」を共有、共感し、美しいまちの姿を実現する景観形成の推進を目指して、景観重点区域を設定します。

市民が共有する「多賀城らしさ」の象徴は史都多賀城の歴史であり、「歴史的景観」の維持向上が、本市独自の多賀城らしい景観の形成につながるものと考えています。そのため、景観重点区域は、本市の歴史まちづくりの基本方針となる「歴史的風致維持向上計画」の重点区域と同じ区域と、本市の玄関口であり「東北随一の文化交流拠点」を目指す多賀城駅を中心とする中心市街地一体とします。

景観重点区域は、史跡景観に配慮した街なみの形成、歌枕と調和する景観の形成、農村景観の保全など、歴史的風致に配慮した景観の形成に向けて、各地域の特性に応じた 7 つの区域と中心市街地の 1 つの区域に分けて、景観整備の基本方針、建築物等の整備方針を定めます。

- 1) 山王・南宮地域（旧塩竈街道沿道と板倉）
- 2) 市川（多賀城廃寺跡含む）地域（特別史跡多賀城跡附寺跡と住民との共存）
- 3) 城南地域（「古代都市多賀城」が息づく住宅地）
- 4) 八幡地域（江戸時代の地割と歌枕の地ゆかりの住宅地）
- 5) 砂押川地域（歴史文化遺産をつなぐ「歴史の道」ネットワーク）
- 6) 野田の玉川地域（水の流れのある歌枕の地）
- 7) 貞山運河地域（日本一の長さの運河群の地）
- 8) 多賀城駅を核とする中心市街地（東北随一の文化交流拠点）

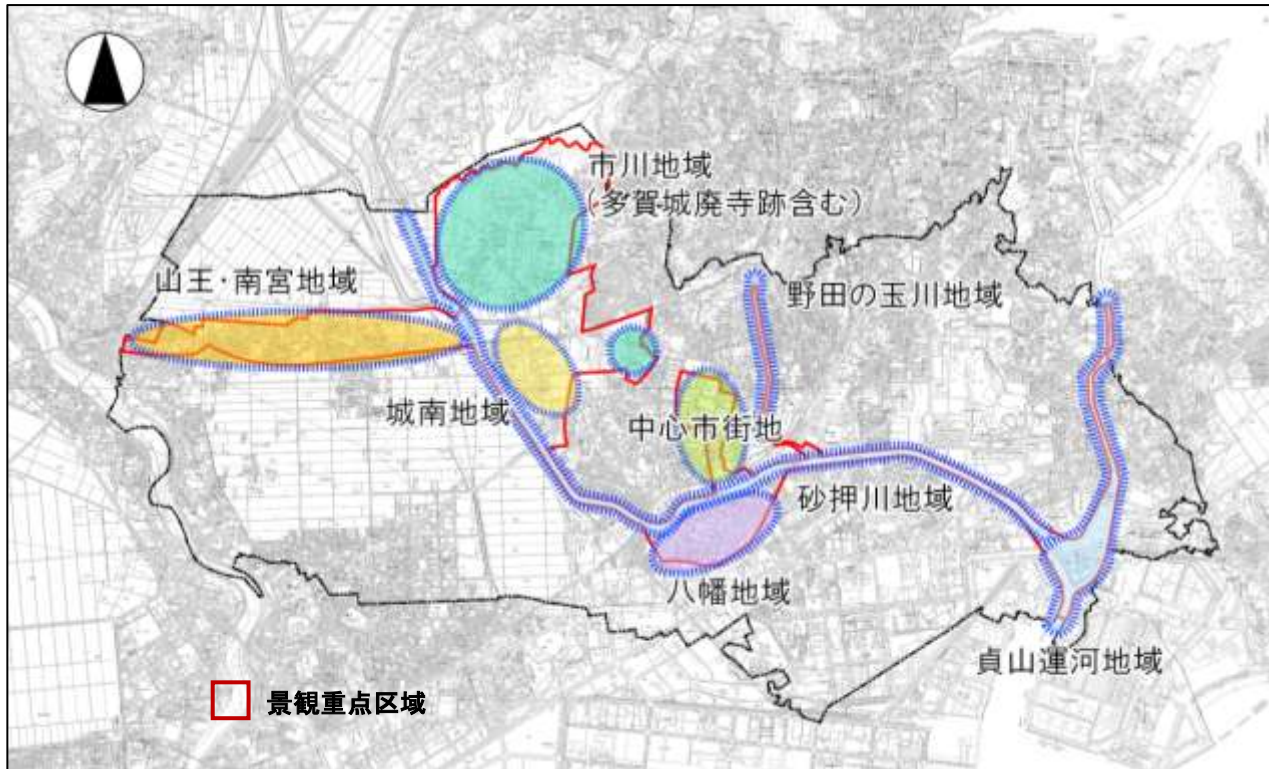


図 景観重点計画区域（歴史的風致維持向上計画における重点区域と多賀城駅を核とする中心市街地）



万葉まつり（東北歴史博物館）



どんと祭（陸奥総社宮）

(2) 景観重点区域の基本方針

1) 山王・南宮地域

【地域のデザインコンセプト】

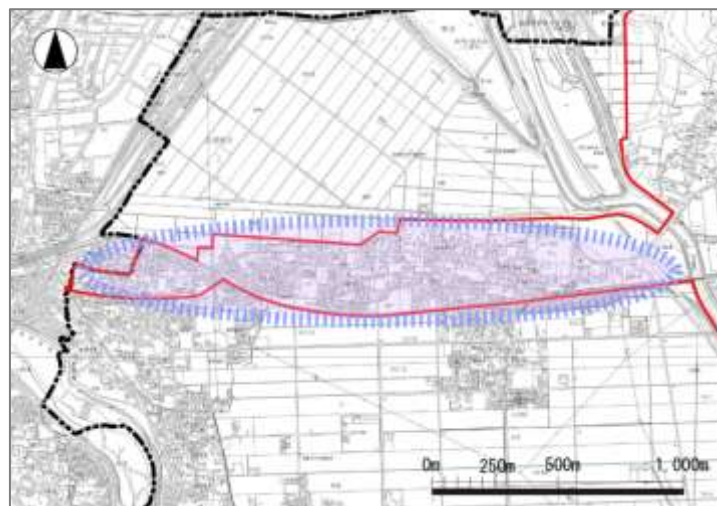
『「塩竈街道」沿いに残る江戸時代以来の佇まいを後世に伝える景観まちづくり』

【景観整備の基本方針】

- 塩竈街道を舞台に繰り広げられる信仰と祭礼が受け継がれ、街道沿いには、江戸時代以来の名所旧跡が今なお残り、街道の佇まいや風景を今に伝える歴史的街道として整備します。
- 塩竈街道に面する住宅外構部は、歴史性豊かな統一感のあるものとしします。
- 塩竈街道沿道の歴史的風致を形成している建造物等の保全に努めます。

【建築物等の整備方針】

- ・ 塩竈街道沿いの門扉や柵の外構は、歴史景観や自然景観に配慮したデザインとします。
- ・ 敷地内の建造物については、傾斜屋根とし、屋根、外壁の色彩は落ち着いたものとしします。また現存する板倉の保全、修復に努めます。
- ・ 塩竈街道に面する壁面に屋外広告物を設ける場合は、大きさ、色彩に配慮します。
- ・ 塩竈街道沿いに電柱やガードレール等の道路施設を設ける場合は落ち着いた色彩に配慮します。



塩竈街道沿いの門扉と庭木の調和（南宮）



塩竈街道と板倉（南宮）

2) 市川地域（多賀城廃寺跡含む）

【地域のデザインコンセプト】

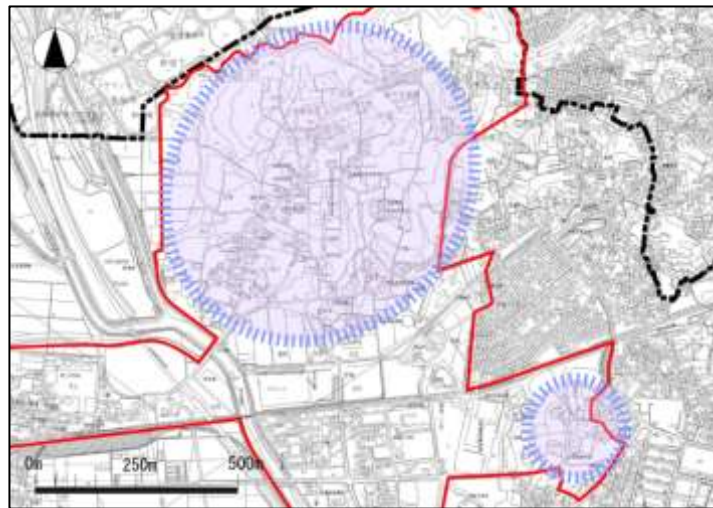
『多賀城市の名の由来であり、本市の象徴となる特別史跡多賀城跡を守り伝える景観づくり』

【景観整備の基本方針】

- 古代都市多賀城は多賀城南門及び南北大路、政庁と南門を結ぶ道路が整備されていることが発掘調査の結果判明しており、古代多賀城を視覚的に捉えるために歴史的風致維持向上計画で政庁－南門間道路整備事業を進め、併せて政庁・南門からの眺望景観を阻害しないように、周辺景観の調和に努めます。
- 塩竈街道沿いは、歴史的風致を形成している建造物や歴史的風致に調和する建造物にするなど、景観形成に努めます。
- 現在進めている遺構の平面表示や遺構を結ぶ園路などの修景整備と、その周辺の景観が、遺構と調和するように努めます。

【建築物等の整備方針】

- 多賀城跡周辺では、既存建物の歴史的な佇まいを尊重した整備とします。
- 建築物等については、周囲と調和した形態意匠、色彩、高さとします。また、現存する板倉の保全、修復に努めます。
- 多賀城跡、多賀城廃寺跡周辺では、屋外広告物の大きさ、色彩に配慮し、美観、風致を損なわないものとします。
- 多賀城跡周辺に電柱やガードレール等の道路付帯施設を設ける場合は落ち着いた色彩に配慮します。



緑と調和した塩竈街道沿いの家並み



塩竈街道沿いの竹垣

3) 城南地域

【地域のデザインコンセプト】

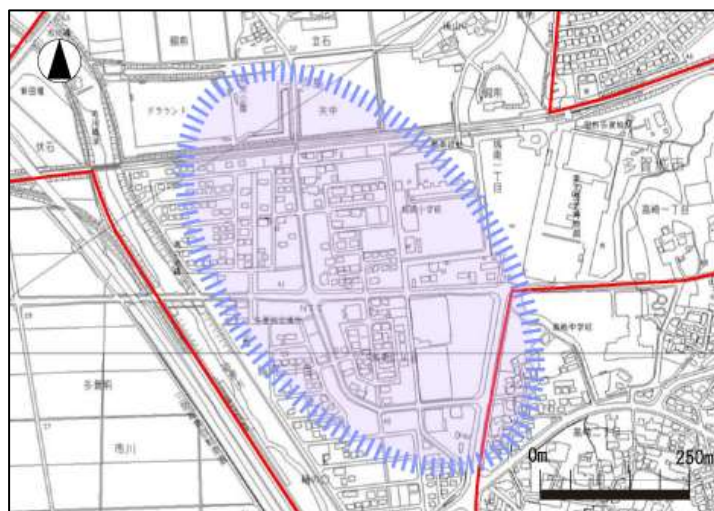
『多賀城跡眼下に広がる住宅地として、歴史と調和した良好な市街地を形成する景観まちづくり』

【景観整備の基本方針】

- 多賀城跡に近接した地域であることから、古代多賀城に見る歴史的風致と調和した景観形成に努めます。
- 多賀城市を代表する緑豊かな住環境景観の形成に努めます。
- 歴史が感じられる落ち着いた住環境の形成を図るため、建築物は、周辺環境との調和に配慮します。

【建築物等の整備方針】

- ・ 建築物等の形態意匠、色彩、色調、高さに配慮します。
- ・ 建築物等の色彩は原色を避けるとともに、落ち着いた彩度とします。
- ・ 住宅地で屋外広告物を設ける場合は、美観、風致を損なわないものとしてします。



平安時代の南北大路上に
建設された歩行者専用道路



鴻の池公園からの眺望

4) 八幡地域

【地域のデザインコンセプト】

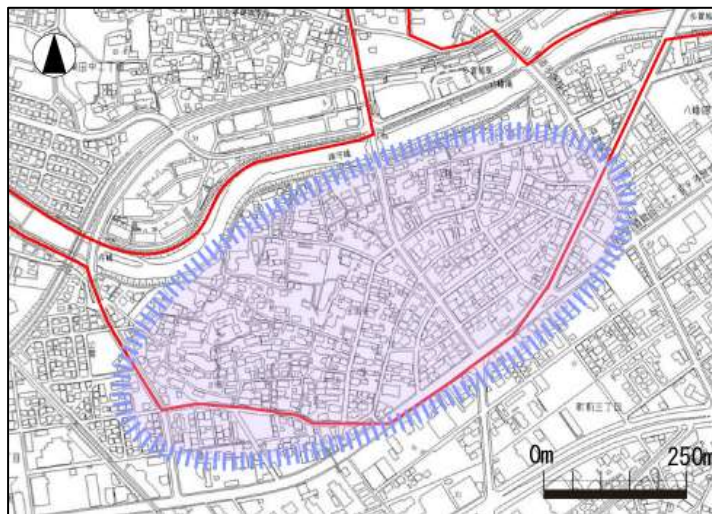
『江戸時代のまち割りと、本市を代表する歌枕の地を維持・向上させる景観まちづくり』

【景観整備の基本方針】

- 江戸時代から残る街なみの地割や道路を尊重した景観形成を図ります。
- 末の松山、沖の井など歌枕の地の周辺では、歴史的風致と調和した景観形成に努めます。
- 江戸時代の面影を伝える八幡地区の歴史的風致を形成している建造物の保全に努めます。

【建築物等の整備方針】

- 建築物等の形態意匠、色彩、高さに配慮します。
- 建築物等の色彩は原色を避けるとともに、落ち着いた彩度とします。
- 住宅地で屋外広告物を設ける場合は、美観、風致を損なわないものとします。



末の松山の修景（イメージ）



沖の井の修景（イメージ）

5) 砂押川地域

【地域のデザインコンセプト】

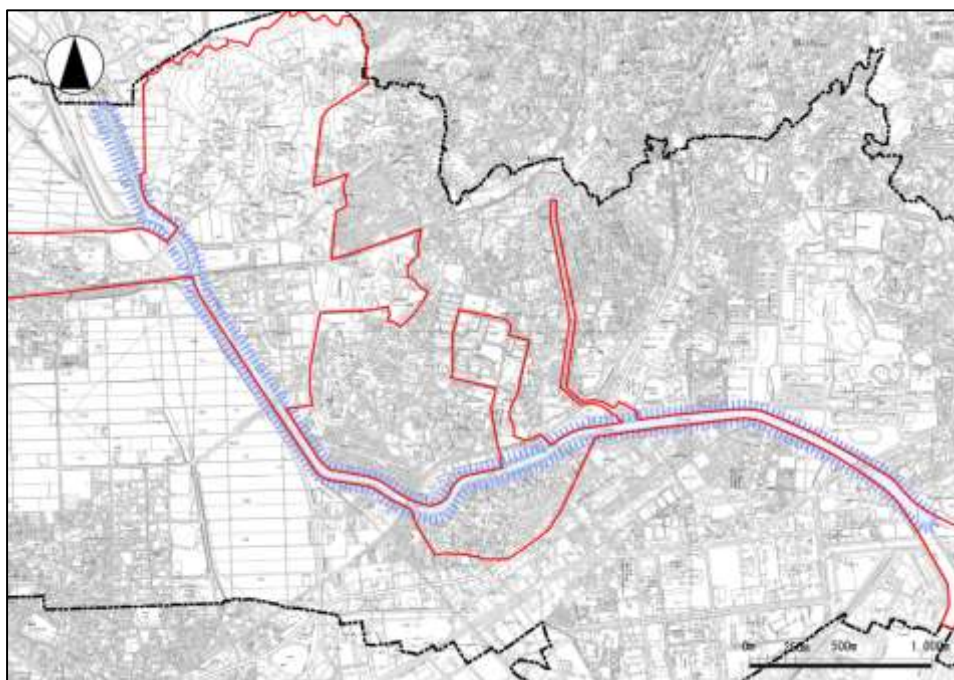
『砂押川沿いの水辺をつなぐ歴史の道をたどり、水と緑の自然景観に親しめる景観づくり』

【景観整備の基本方針】

- 砂押川沿いにある歴史文化遺産とそれらの構成要素をつなぐ「歴史の道」と調和させて、川沿いの建物は、形態意匠、色彩、高さに配慮します。
- 砂押川の水と緑の景観形成を図るため、敷地の緑化に努めます。
- 川に面した屋外広告物は、華美な色彩は避け、大きすぎないように配慮します。

【建築物等の整備方針】

- ・ 砂押川に面して、窓を設けるなど開放的なデザインの工夫に配慮します。
- ・ 川沿いの中高層建築物では、水面空間を圧迫しないように建物の形態意匠、色彩、高さに配慮します。
- ・ 砂押川に面して屋外広告物を設ける場合は、大きさ、色彩に配慮します。



砂押川に沿って広がる住宅地（城南）



砂押川の水辺と調和した中高層建築物
（八幡・東田中）

6) 野田の玉川地域

【地域のデザインコンセプト】

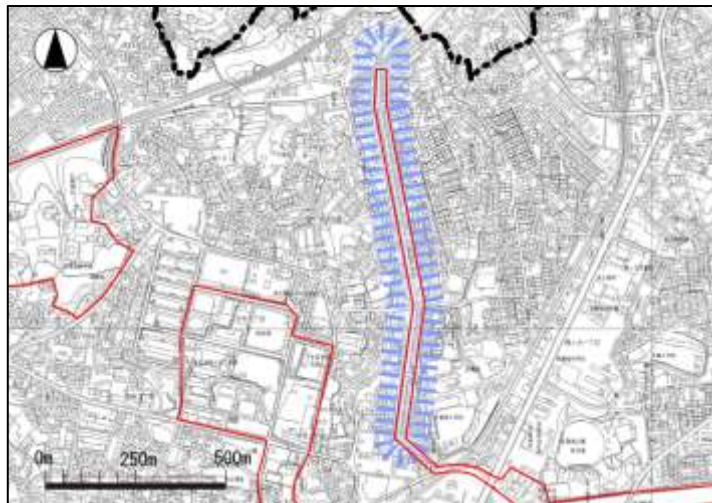
『野田の玉川の流れとともに、受け継がれてきた歌枕の風情を活かした景観づくり』

【景観整備の基本方針】

- 野田の玉川の風情ある水辺景観を守り、水に親しめる景観の維持・向上に努めます。
- 歌枕の地「野田の玉川」に面する住宅等は、歴史的風致に調和した景観形成に配慮します。

【建築物等の整備方針】

- ・ 傾斜屋根とするなど、野田の玉川の水辺と調和した景観形成に配慮します。
- ・ 川沿いの中高層建築物では、水面空間を圧迫しないように壁面の大きさなどの形態意匠や、色彩、高さに配慮します。
- ・ 野田の玉川に面して、屋外広告物を設ける場合は、大きさ、色彩に配慮します。



野田の玉川の水と緑に調和した住宅地景観

7) 貞山運河地域

【地域のデザインコンセプト】

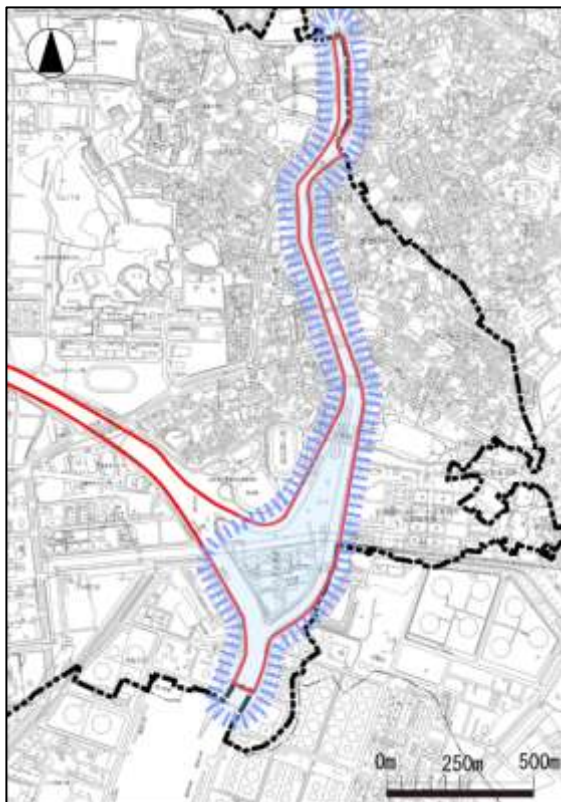
『伊達政宗ゆかりの運河の保存と現代の生活が調和した貞山運河の景観づくり』

【景観整備の基本方針】

- 貞山運河の歴史的景観を復元することにより、魅力の創出を図ります。
- 水辺と水際の一体的な景観形成に努めます。
- 貞山運河沿いの家並みでは、水辺と調和した景観形成に配慮します。

【建築物等の整備方針】

- ・ 傾斜屋根とするなど、貞山運河の水辺と調和した景観形成に配慮します。
- ・ 運河沿いの中高層建築物では、水面空間を圧迫しないように壁面の大きさなどの形態意匠や、色彩、高さに配慮します。
- ・ 貞山運河に面して、屋外広告物を設ける場合は、大きさ、色彩に配慮します。



貞山運河



歴史を語る貞山運河中の島の石積護岸

8) 多賀城駅を核とする中心市街地

【地域のデザインコンセプト】

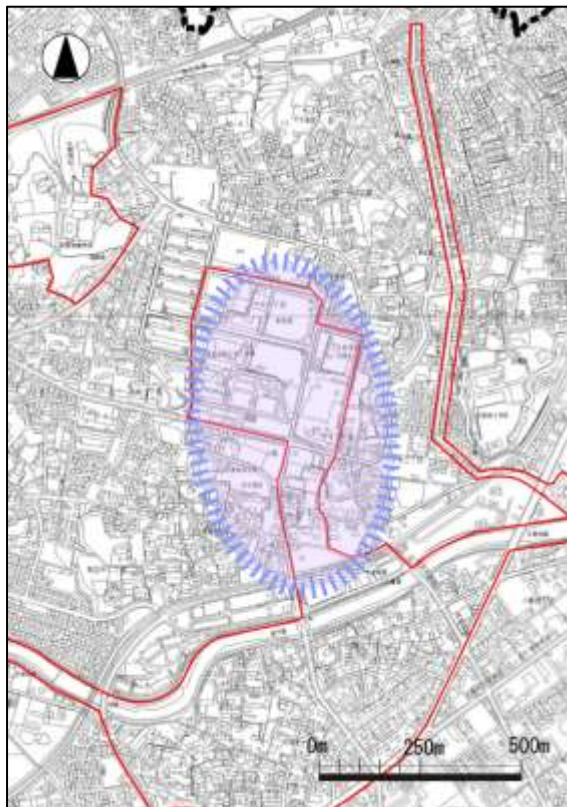
『多彩な文化があふれる、「東北随一の文化交流拠点」にふさわしい景観づくり』

【景観整備の基本方針】

- 「文化」があふれ、誰もが気軽に「文化」を感じることができる雰囲気や環境の創出を図ります。
- 本市の玄関口、中心市街地として多くの人々が住まい、集い、にぎわいのある景観形成を図ります。

【建築物等の整備方針】

- ・ 多賀城駅周辺は本市の玄関口としてふさわしいシンボルとなる景観を創出するため、建築物の色彩、形態、意匠、敷地内の緑化等を適正に誘導します。



多賀城市文化センター



多賀城駅前に新設する図書館（イメージ）

第9章 良好な景観形成のための行為の制限

景観計画では、景観計画区域内（市内全域）の景観形成の方針を定めその方針に沿って、地域の景観を守り、作り、育てていくために建築物、開発などの届出対象ごとに必要な行為の制限を定めて、次の行為をしようとする者は景観行政団体の長に届け出ることになっています。

9-1 届出対象となる行為等（景観法第17条第1項関係）

景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は、建築物及び開発行為とします。

9-2 建築物（景観法第16条第1項第1号関係）

(1) 届出対象

住居系の用途地域に建築する10mを超える中高層の建築物とします。※1

中高層の建築物は戸建て住宅に比べて高さがあり、外壁の表面積も大きくなる分、周辺の景観に与える影響は少なくありません。

建築物の届出対象は、景観計画区域全体のうち住居系用途地域周辺とし、戸建て住宅との調和に配慮した良好な住環境を形成するため、建築物等の形態および色彩その他の意匠の制限を以下のとおり定めます。

行 為	対 象 規 模
建築物の新築又は移転	住居系の用途地域における高さ10m超（多賀城市中高層建築物の建築に関する指導要綱の中高層建築物）※1
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	住居系の用途地域における上記の規模を超える建築物において、行為に係る建築面積が10㎡超

※1ただし、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域は除く。

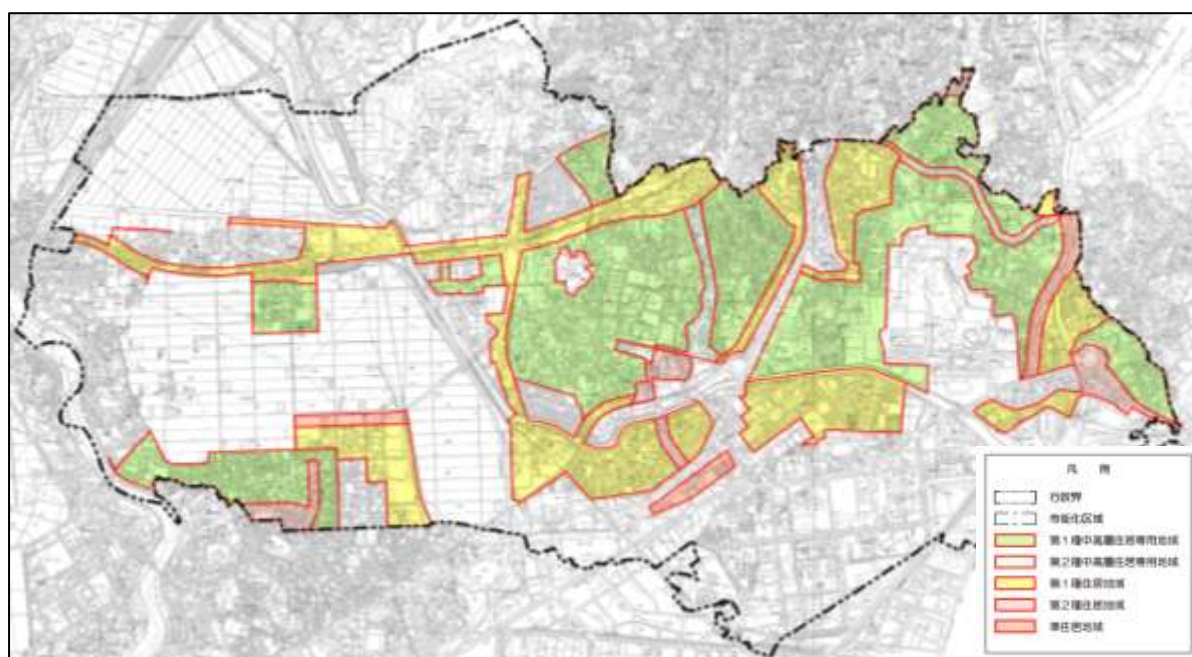


図 建築物の届出対象区域図（住居系用途地域の赤枠内）

(2) 建築物の景観形成基準

行為	種類	基準						
建築物の新築又は移転等	配置、規模	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模とし、特に建築物の向きについて配慮します。 地域の個性に留意し、地域全体としての調和を乱さないように配慮します。 敷地内に複数の建築物を設ける場合は、相互に調和したものとなるように配慮します。 						
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に史跡や歴史的風致形成建造物等がある場合は、突出した高さとならないように配慮します。 丘陵地の史跡から見渡せる周辺では、史跡から見下ろす眺望景観を妨げないように配慮します。 						
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の良好な街なみ景観との調和に配慮した形態及び意匠とします。 道路に面する建築物にあっては、歩行者等に圧迫感をもたらさないように配慮した形態、意匠とします。 田園地帯周辺では、田園地帯の集落景観と調和し、違和感のない形態、意匠とします。 						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 派手な色彩は避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とします。 外壁の基調色は主として低彩度の色彩とし、住居系用途地域（準住居地域を除く）では、以下に示す色相に対応したマンセル値の彩度の範囲とします。 ただし、複数の色彩やアクセント色を用いる場合は、相互に調和して、周囲と違和感のない色彩とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 R～5 Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5 R～5 Y	4 以下	その他	2 以下
	色相	彩度						
5 R～5 Y	4 以下							
その他	2 以下							
素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の良好な景観との調和に配慮した素材を用いることとし、周囲と異なる素材を用いる場合は、使用する位置や使用する割合に配慮します。 							
緑化		<ul style="list-style-type: none"> できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努めます。 道路に面する部分では、できるだけ樹木や連続した低木などを配置して緑化に努めます。 						



図 マンセル値による色相区分

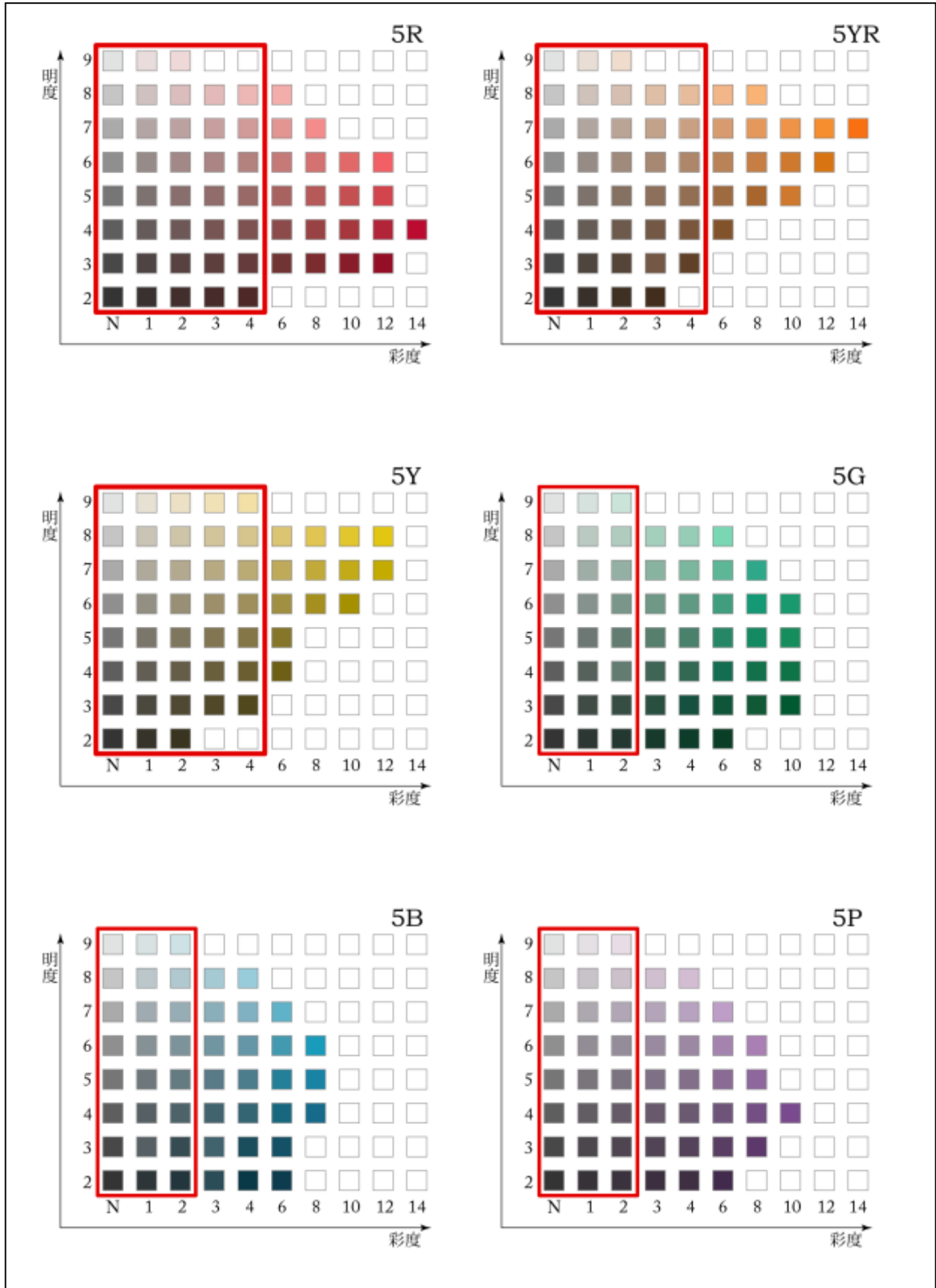


図 マンセル値による彩度の基準

9-3 開発行為（景観法第16条第1項第3号関係）

(3) 届出対象（法第16条第1項第3号）

建築物の建築等に至る前の段階、すなわち開発行為の段階からも良好な景観の形成のための必要な規制をおこなうため、土地の区画形質の基準として植栽や擁壁の構造等の基準を以下のとおり定めます。

行 為	対 象 規 模
開発行為	開発行為の面積 \geq 1,000 m ² ※

※ただし、市街化調整区域の開発行為は20ha以上

(4) 景観形成基準

行為	種 類	基 準
開発行為	配置、規模	<ul style="list-style-type: none"> 良好な周辺の景観との調和に配慮した配置、規模とし、特に周囲からの眺望に配慮します。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等の構造物については、周辺の街なみ景観との調和に配慮した圧迫感のない規模、形態及び意匠とします。 歴史的街なみ景観が残る地域やその周辺では、できるだけ周囲の景観と調和した形態意匠とします。 田園地帯や丘陵地周辺では、田園地帯の集落景観と調和し、違和感のない形態、意匠とします。
		素材
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努めます。 道路に面する部分では、できるだけ樹木や連続した低木などを配置して緑化に努めます。 事業区域面積が3,000 m²以上となる場合は、事業区域面積の3%以上、かつ居住人口2 m²/人以上となる公園を整備し、その緑化に努めます。

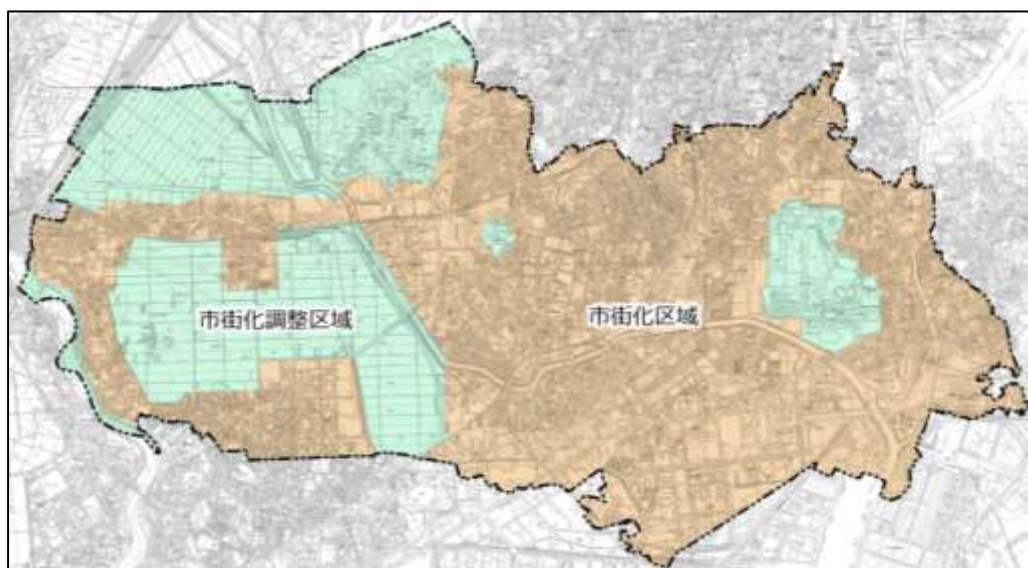


図 開発行為の届出対象区域図（市街化区域、市街化調整区域）

第10章 景観重要建造物又は景観重要樹木の 指定の方針（景観法第8条第2項第3号関係）

10-1 景観重要建造物の指定の方針

建造物の外観が景観上優れており、市民が、道路などの公共空間から容易に望むことができ、その良さを共有できるもので、以下の要件のいずれかを満たすものを景観重要建造物として指定します。

① 歴史文化性

外観が伝統的な形態や素材によって築造されており、建造後 50 年以上を経ている歴史的文化的特性を有するもの

② 時代性

年月を経て、時代動向により建造物の形態意匠等が変化してきているも、ある時代を代表する典型的な特徴を有しているもの

③ 地域性

市内の地域を代表する建造物で、地域の人々がよく訪れ、地域のシンボルとなっているもの

④ 調和性

本市の豊かな樹林帯、田園、河川景観等の自然資源と一体となって調和した建造物で、市民から共通に認識されているもの

⑤ デザイン性

景観形成上、本市のアイデンティティを表象する優れたデザインの建造物であり、将来にわたり、シンボルとなりえるもの

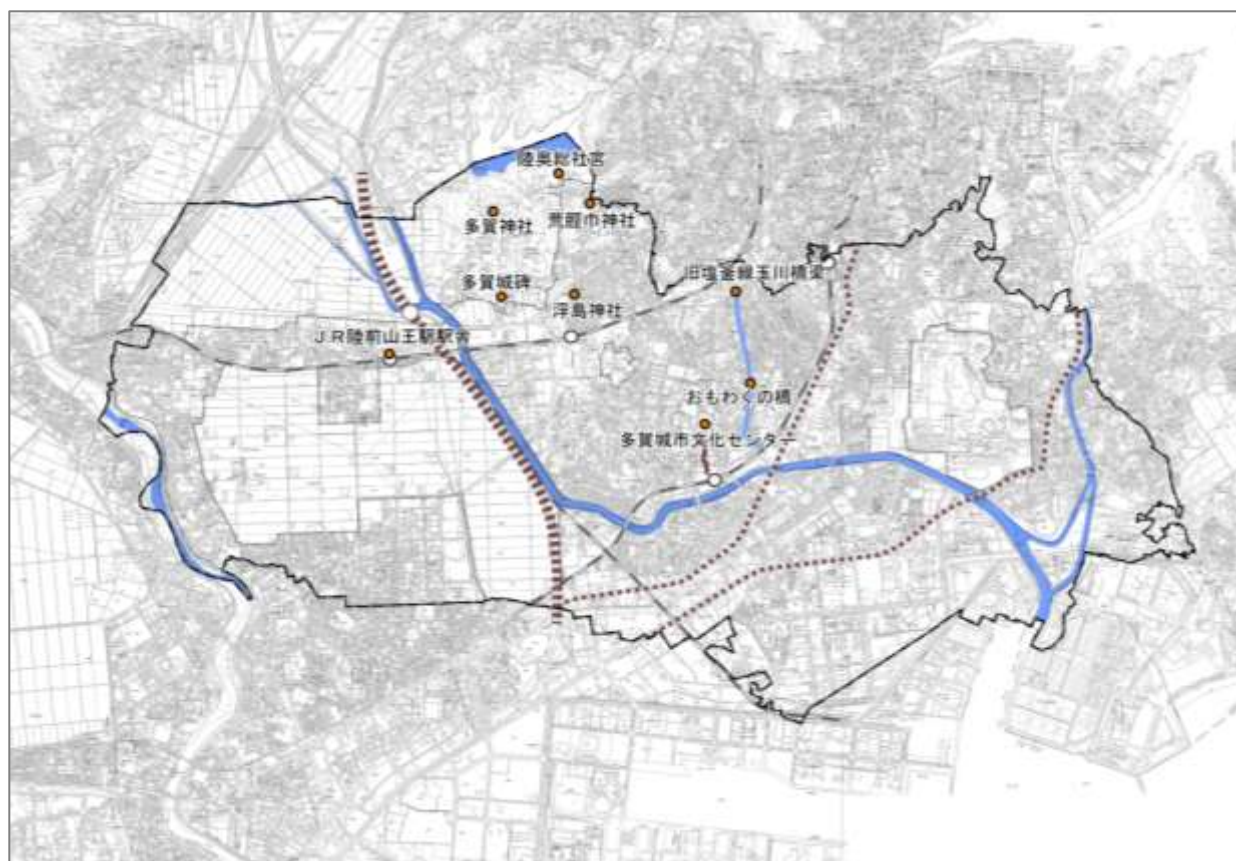


図 景観重要建造物（案）

○景観重要建造物候補一覧

	名 称	景観重要建造物候補の概要	写真
建造物ー1	多賀城碑の覆屋	碑の覆屋は、雨露を凌ぐため、徳川光圀が仙台藩四代藩主伊達綱村に書簡を送り、造営を勧めたものです。現在の覆屋は明治8年(1875)に造られ、平成9年に修繕されたものです。	
建造物ー2	旧塩釜線玉川橋梁	野田の玉川にかけられていた旧塩釜線の鉄道橋梁で、レンガ積みの橋台や土留めが良好な状況で残っています。この橋梁が造られたのは明治20年(1887)であり、県内最古の鉄道遺構の可能性が指摘されています。	
建造物ー3	陸奥総社宮	多賀城東門の東側約150メートル(の道路沿い)にあり、延喜年間(901~922)、陸奥国にあった100の神社の祭神を合祀して創建されたと伝えられています。現在の拝殿は享保19年(1734)に建てられたものです。	
建造物ー4	浮島神社	緑が繁る小さな丘の上にあり、周囲の民家がない時代はまさしく浮島のように見えたことでしょう。創建年代は不明ですが、多賀城が栄えた平安時代には既に存在したと伝えられています。	
建造物ー5	多賀神社	多賀城跡から陸奥総社宮に向かう旧塩竈街道沿いにあり、近江国(滋賀県)多賀神社の分霊を遷したと伝えられています。	

	名 称	景観重要建造物候補の概要	写真
建造物－6	あらはばき 荒脛巾神社	足の神様として信仰されている神社で、旅の安全を祈願する人々によって厚く信仰されていました。安永3年（1774）に作成された市川村の風土記には、鹽竈神社の末社の一つとして記載されており、仙台藩主伊達氏も社領を寄進して保護していました。	
建造物－7	おもわくの橋	野田の玉川にかかるおもわくの橋。別名安倍の待橋とも呼ばれます。前九年の役で有名な安倍貞任（あべのさだとう）がおもわくという名の美しい村の娘に想いを寄せ、この橋を渡って通ったという伝説が残されています。	
建造物－8	多賀城市文化センター	多賀城市文化センターは、市民会館・中央公民館・埋蔵文化財調査センターの複合施設です。埋蔵文化財調査センター展示室では、発掘調査で発見された貴重な資料が並び、古代の人々の生活を間近に感じることができます。	
建造物－9	JR陸前山王駅 駅舎	昭和8年に多賀城前駅として開業し、昭和19年に陸前山王駅に改称しています。この駅舎は昭和18年に建てられたもので、建替えが進む仙台近郊の駅の中では貴重な駅舎となっています。	

10-2 景観重要樹木の指定の方針

周囲の景観と調和した優れた樹形を有しており、市民が道路などの公共空間から容易に望むことができる保存樹木などで、以下の要件のいずれかを満たすものを景観重要樹木として指定します。

① 歴史文化性

歴史文化資源と一体的にある樹木で、樹形の優れた古木、名木などとされているもの（歴史的風致や指定文化財の景観に調和した樹木など）

② シンボル性

樹高や樹形など樹木の外形に品格があり、周囲からの眺望としてシンボル性が高いもの（高台に眺望できるものや町なかのアイストップとなる樹木など）

③ 地域性

地域の自然、歴史、生活に溶け込んで、市民に親しまれているもの（学校等の樹木など）

④ 調和性

周囲の施設や背景となる景観と調和して、一体的に良好な景観を形成するもの（農村集落の周囲等の屋敷林など）

⑤ 季節性

季節感豊かな花を咲かせるものや秋の紅葉が美しいものなどで、遠くからの眺望として彩豊かなもの

（春を彩るサクラ並木や秋に紅葉するモミジやイチョウの大樹など）

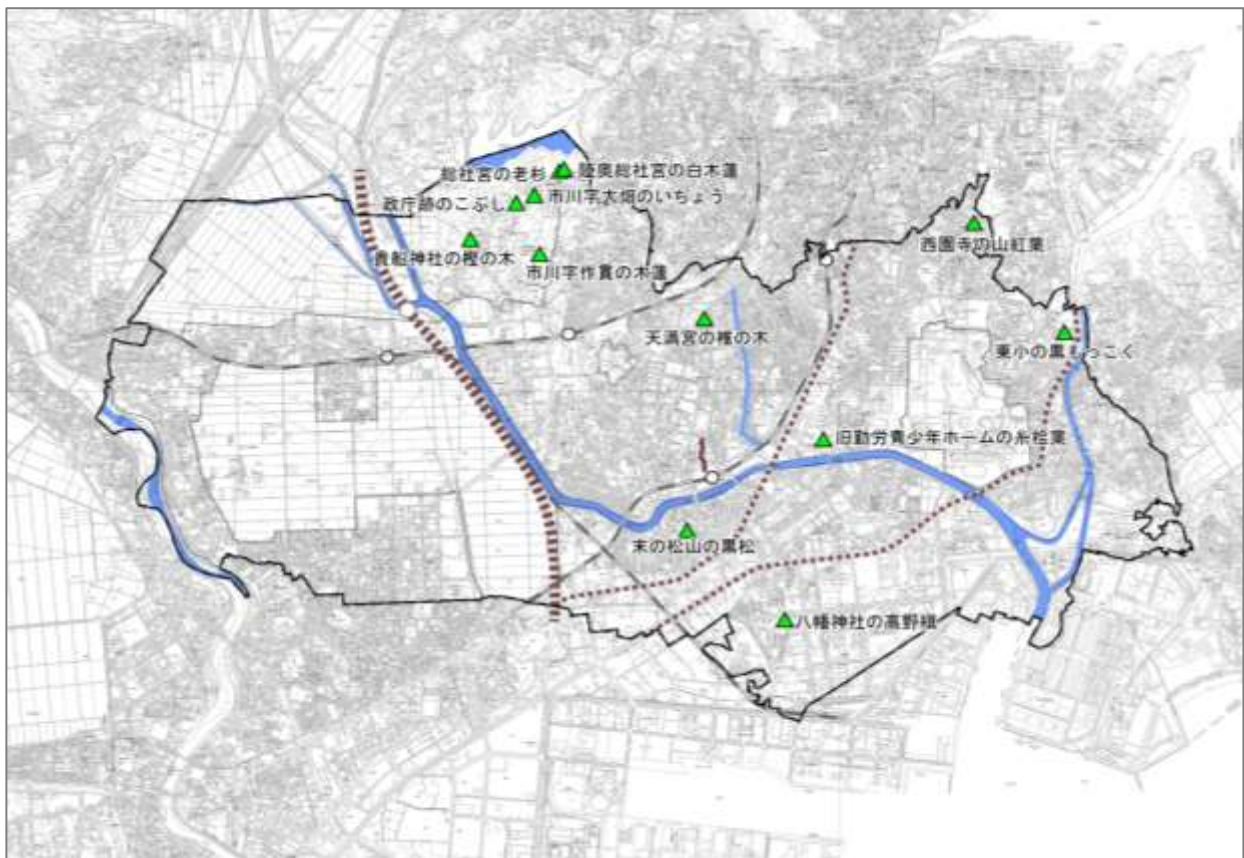


図 景観重要樹木（案）

○景観重要樹木候補一覧

	樹 種	景観重要樹木候補の概要	写真
樹木ー1	貴船神社の榎の木 (ウラジロガシ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 ブナ科コナラ属 ・ 樹高 30.00m ・ 胸高周囲 3.20m ・ 推定樹齢 470年 	
樹木ー2	陸奥総社宮の白木蓮 (ハクモクレン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 モクレン科モクレン属 ・ 樹高 16.80m ・ 胸高周囲 2.30m ・ 推定樹齢 240年 	
樹木ー3	陸奥総社宮の老杉 (スギ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 スギ科スギ属 ・ 樹高 25.60m ・ 胸高周囲 4.88m ・ 推定樹齢 620年 	
樹木ー4	政庁跡のこぶし (コブシ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 モクレン科モクレン属 ・ 樹高 17.80m ・ 胸高周囲 1.82m ・ 推定樹齢 180年 	
樹木ー5	旧勤労青少年ホームの いとひば 糸桧葉 (ヒヨクヒバ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 ヒノキ科ヒノキ属 ・ 樹高 9.60m ・ 胸高周囲 2.16m ・ 推定樹齢 250年 	
樹木ー6	東小学校の黒もっこく (モッコク)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 ツバキ科モッコク属 ・ 樹高 4.30m ・ 胸高周囲 1.10m ・ 推定樹齢 190年 	

	樹 種	景観重要樹木候補の概要	写真
樹木ー7	八幡神社の高野槇 (コウヤマキ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 スギ科コウヤマキ属 ・ 樹高 24.65m ・ 胸高周囲 4.53m ・ 推定樹齢 420年 	
樹木ー8	末の松山の黒松 (クロマツ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 マツ科マツ属 ・ 樹高 18.80m ・ 胸高周囲 3.48m ・ 推定樹齢 470年 	
樹木ー9	市川字作貴の木蓮 (ハクモクレン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 モクレン科モクレン属 ・ 樹高 10.20m ・ 胸高周囲 2.15m ・ 推定樹齢 170年 	
樹木ー10	市川字大畑のいちよう (イチョウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 イチョウ科イチョウ属 ・ 樹高 25.40m ・ 胸高周囲 3.00m ・ 推定樹齢 190年 	
樹木ー11	天満宮の椎の木 (シイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 ブナ科シイノキ属 ・ 樹高 22.10m ・ 胸高周囲 2.75m ・ 推定樹齢 250年 	
樹木ー12	西園寺の山紅葉 (ヤマモミジ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分類名 カエデ科カエデ属 ・ 樹高 10.80m ・ 胸高周囲 2.63m ・ 推定樹齢 190年 	

第 11 章 景観重要公共施設の整備に係る方針

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号関係)

11-1 景観重要公共施設の整備方針

地域の景観づくりには、道路、公園、河川等の公共施設整備が重要な役割を担っています。また公共施設管理者は多岐にわたることから、施設管理者と協議、調整を図りながら、市民が求める良好な景観形成に寄与する公共施設整備を進めるため、以下のとおり景観重要公共施設を位置付けます。

	基本的方針	整備に関する事項
道路	旧街道など歴史性豊かな通りの趣のある景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な風致が残る街道や歌枕周辺などは、語り継がれている歴史的な雰囲気をも引き立てるように舗装、照明、柵等は意匠や色彩に配慮します。
	市の玄関口となる多賀城駅周辺はシンボルとなる景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎、駅前広場、駅前公園などは市の玄関口として、また文化交流拠点にふさわしい統一したデザイン、色彩により景観整備を行います。 駅前にはシンボルツリーやモニュメントなどを配置し、人が集まりやすい景観を演出します。
	地域ごとに緑の軸による景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹、植栽帯による緑の連続したネットワークの形成により、運転者や歩行者がやすらぎを感じられる道路景観づくりを行います。 工業地の道路は沿道緑化と工場敷地内の緑化による緑の連続性により、うるおいのある工業地の形成を目指します。
公園・緑地	市の特色を表わす季節感豊かな景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市木「サザンカ」を利用した生垣の推進や、市花「あやめ」を活かした「あやめまつり」などのイベントを通して、本市の特色ある景観づくりを行います。
	公園内の施設と緑が調和した緑の景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の周囲には市内に自生するヤマザクラなどの木々を配し、本市の自然景観と調和した、景観づくりに努めます。
	多賀城跡周辺の景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡とともに暮らし、農耕を営む人々の農村集落の景観や、遺跡を取り囲むヤマザクラ、モミ、シロダモなどの落葉樹林が織りなす多賀城の原風景の維持・保全に努めます。

	基本の方針	整備に関する事項
河川・運河	背景となる山並みや街並みなどと水面が調和した眺望景観や親水性のある景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 七北田川や砂押川、貞山運河などの堤防沿いに接する公有地等には、眺望を楽しめる遊歩道の整備や、四阿やベンチなどの休憩施設などの環境整備に努めます。 河川・運河・沼などの水辺周辺では、野鳥や水辺に住む生物、植物など自然豊かな生態系を楽しめる親水空間の整備に努めます。
	歌枕の地などの歴史性豊かな水辺や市民が日常的に利用する水辺では地域の市民活動に資する景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 野田の玉川では「あんどんまつり」が開催されており、市民が集うイベントの場として安全で親水性豊かな水辺景観を維持・保全します。 歴史的な土木遺産である貞山運河では「灯籠流し」が開催され、運河が地域住民に親しまれており、今後も貞山運河の維持・保全について関係機関に働きかけます。

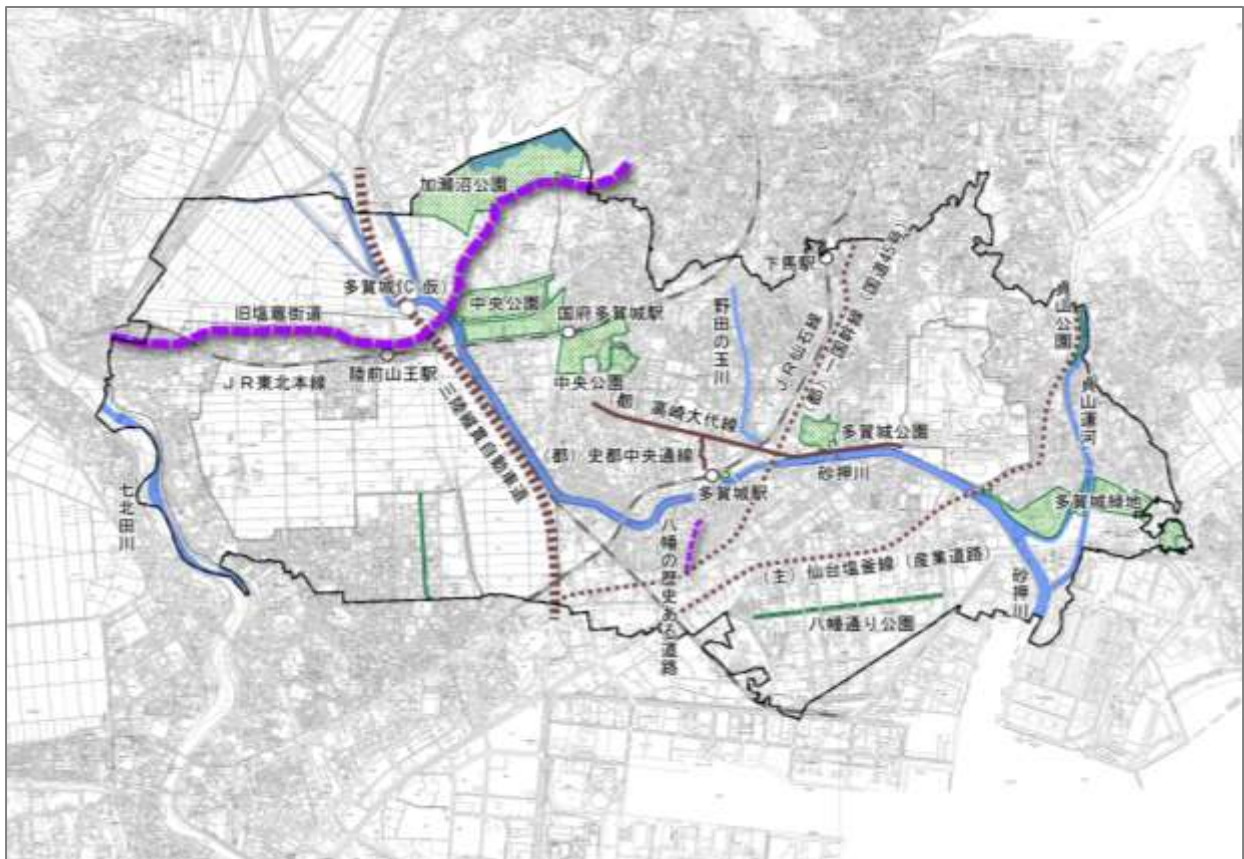


図 景観重要公共施設位置図 (案)

11-2 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設では、電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する場合は、景観重要公共施設の整備方針に整合したデザイン、色彩とします。

○景観重要公共施設候補一覧（道路）

	名 称	景観重要公共施設候補の概要	写真
道路-1	旧塩竈街道	江戸時代、仙台芭蕉の辻から塩竈に至る街道であり、奥州一宮鹽竈神社へ参詣する道として多くの人々に利用されていました。この街道は、松島へ向かう街道でもあったことから松尾芭蕉をはじめ多くの文人・墨客が往来しました。	
道路-2	八幡の歴史ある道路	八幡（やわた）の地名は、かつて末の松山の西方にあったという八幡神社に由来します。この街並みの地割りや道路は、現在でも変わらず残っているところがあり、江戸時代の面影を伝えています。	
道路-3	(都) 史都中央通線	多賀城駅北口駅前広場から文化センターへ通じる丘の地形を活かした石積みと、つつじが咲きほこる庭園の中を通る魅力的な景観を持つ歩行者専用道路です。(整備中)	
道路-4	(都) 高崎大代線	市内中央から東部へ延びる都市計画道路で、緑の軸となる並木道が市街地の景観に潤いを与えています。	

○景観重要公共施設候補一覧（公園・緑地）

	名 称	景観重要公共施設候補の概要	写真
公園・緑地ー1	加瀬沼公園	多賀城跡の北にある周囲約4kmの沼で、江戸時代に水田用ため池として造られました。農林水産省の「ため池百選」の一つに選ばれています。	
公園・緑地ー2	多賀城緑地	大代から七ヶ浜町湊浜にかけて広がる緑地公園。運動広場と芝生広場、陸上競技場、野球場などがあり、市民憩いの場となっています。	
公園・緑地ー3	貞山公園	貞山運河沿いに整備された親水公園で、貞山運河が目の前に広がります。公園からは運河を行き交う舟や、釣りを楽しむ人々の光景が見られます。	
公園・緑地ー4	中央公園	市内の北部に位置する総合公園で野球場やサッカー場の他、あやめ園などがあります。あやめ園では、あやめ・花菖蒲など500種、300万本が咲き乱れ、市民や観光客の目を楽しませています。	
公園・緑地ー5	多賀城公園	市内のほぼ中央に位置し、公園内には野球場、バラ園、散策路等が設置されており、市民のレクリエーションの場として広く親しまれています。	
公園・緑地ー6	八幡通り公園	市内の南東部に位置する都市公園で、多賀城市震災復興計画では減災対策で盛土や防災林を備えた公園としての位置づけになっています。	

○景観重要公共施設候補一覧（河川・運河）

	名 称	景観重要公共施設候補の概要	写真
河川・運河ー1	砂押川	本市の北西から、市の中心部を通り南西へ流れる二級河川で古墳時代から下流域には集落があり、9～10 世紀前半頃に多賀城跡南側の砂押川の廻りには大規模な街並みがありました。現在は、自然豊かな水辺空間として市民に親しまれています。	
河川・運河ー2	七北田川	本市の西端を流れ、仙台市との境界となっています。中世には冠川と呼ばれ、川船による物資輸送に大いに利用されました。	
河川・運河ー3	野田の玉川	塩竈市の大日向を源流とし、歌枕として有名な小川です。「水・緑景観モデル事業」として改修整備が行われ、「野田の玉川あんどんまつり」が開催されるなど、市民の憩いの場となっています。	
河川・運河ー4	貞山運河	阿武隈川から塩竈湾を経て、石巻に至る国内最長の運河。多賀城市域は江戸時代前期に掘削されて御舟入堀と呼ばれ、仙台藩の物流を支えました。「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選定されています。	

第12章 景観形成の推進方策

12-1 景観施策の推進

① 景観重点区域の景観づくりの推進

本計画により設定された景観重点区域について、住民主導で住民意見がまとまった地区から景観形成の方向性を明らかにして、景観協定、法規制等についての検討を進めます。

② 地域別景観ガイドラインの作成

景観重点区域や道路、河川等の公共施設整備に併せて周辺地域の地域別景観ガイドラインを作成し、良好な景観形成を進めます。

③ 景観協議会の設置

景観計画策定後に景観計画区域における良好な景観の形成を継続的に図るために必要な協議を行うため組織される協議会を設置します。構成員は、景観行政団体、関係行政機関、商工・観光関係団体、農林漁業団体、電気・通信・鉄道等の公益事業者、住民、NPO 団体など。この協議会で協議が整った事項についてはこれを尊重し、景観計画に反映します。

④ 景観広報活動の推進

景観写真コンクールや景観表彰制度を定期的実施し、市のホームページなどに公開し、本市の良好な景観や景観形成活動について、市民が共有化する取組みを展開します。

また、景観をテーマとするシンポジウム等を開催し、景観まちづくりについて市民が考える機会を設けます。

12-2 関連施策との連携

① 都市計画との連携

都市計画法の用途地域の容積率、建ぺい率の規制とともに、城南地区、高橋地区などでは地区計画制度による景観形成の誘導、整備を促進し、市民による建築行為における景観形成を進めています。

② 文化財施策との連携

本市で進められている「多賀城市歴史的風致維持向上計画」（平成23年度～平成32年度）による各種事業と連携して、歴史風致に係る景観形成を推進します。また、市川地区では「特別史跡多賀城跡附跡第3次保存管理計画」に基づき景観形成を図ります。

③ 公共事業との連携

本市の事業管理者のほか、国、県等の公共事業の管理者と連携して、景観重要公共施設整備等に併せ良好な景観形成を推進するとともに、周辺の市民による建築行為等の景観形成を推進します。

④ 復興関連事業との連携

復興関連事業による新たなまちづくりについて、安全と効率を図るとともに、景観の視点での取組みに努め、良好な景観の再生を推進します。

⑤ 庁内他部門との連携

景観施策の推進に当たり、「多賀城景観ポータルサイト」を構築し、各種景観事例の紹介や市民活動の紹介、緑化活動、景観教育の取組みなど、全庁の情報共有、連携による取組みを進めます。

12-3 景観法による制度等の運用

① 住民等の提案制度（法第11条関係）

良好な景観形成を行う0.5ha以上の土地又は建物の所有者等の住民より、景観計画の策定又は変更が提案された場合は、景観協議会での議論を踏まえて、速やかに対応を検討します。

② 景観協議会（法第15条関係）

公共空間の景観形成に向けたテーマ、課題に当たっては、必要に応じて、関係する公共施設管理者、交通事業管理者、電気・通信事業者、地域住民、景観整備機構等で組織する協議会を設置し、情報の共有を行い取り組むこととします。

③ 景観整備機構（法第92条関係）

一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人又はNPOによる景観形成を促進するため、申請された場合は景観審議会での審議を経て、必要に応じて景観整備機構の指定を行います。

12-4 市民による景観まちづくりへの支援

① 景観形成情報の提供

市民が自ら景観形成に取り組むため、市民活動の先進事例や他都市の取組みの紹介を行うとともに、統一感ある景観まちづくりの手法や良好な景観形成の手法やなどの景観設計マニュアルや色彩モデル基準の作成などの情報提供に努めます。

② 建築、造園業者等との連携

景観まちづくりを具体的に担う建築、造園等の設計・施工業者に向けて、景観形成の手法や法規等の制限について、意見交換会を行うなど、事業者と協働で景観づくりに取組みます。

③ 助成制度の充実

市民が行う景観形成の取組みとして、生け垣づくり、花のまちづくりや板倉の修繕に対する補助制度が実施されていますが、今後、市木のサザンカを活かすなどの多賀城らしい市民の景観づくりを支援する助成制度の充実に向けて取り組むこととします。

■実施中の補助制度

・生け垣事業の推進

緑豊かなまちづくりを推進し、都市緑化の向上を図るため、道路沿いに既存ブロック塀から生け垣に転換する個人、団体等に対して、生け垣設置費用、撤去費用の一部を助成して、道路沿いの良好な緑地景観の形成を促進します。



・花のまちづくり事業の推進

市道、公園、集会所等の公共の場所に花壇又はプランター類を植栽するのに必要な費用の一部

を助成して、市民による花のまちづくりによる景観形成を促進します。



• 板倉等の修繕・維持の推進

多賀城市歴史的風致維持向上計画で定められた重点区域（本計画重点区域）内に所蔵される板倉、石倉、土蔵等の歴史的な建造物について歴史的風致形成建造物としての認定を行い、歴史的な外観様式の意匠の保全や復元等に係る費用の一部を助成して、歴史的景観の維持・保全を促進します。



■実施を検討中の補助制度

• 塩竈街道の修景の推進

歴史的風致を形成している塩竈街道における道路の美装化、説明板の設置、公共施設（電柱・交通標識・街路灯等）の整備に併せて、沿道に存する住宅外構部の修景に関する補助制度を創設して、塩竈街道の歴史を伝える景色を再生させる取り組みを進めます。



塩竈街道と板塀（イメージ）

• 「おくのほそ道の風景地」の修景の推進（歌枕環境整備）

国の名勝に指定されている歌枕の地、「沖の井」と「末の松山」における水質改善や水路の整備（沖の井）、周辺道路の美装化の整備に併せて、沿道の住宅外構部の修景に関する補助制度を創設して、かつての歌人達があこがれた歌枕の地を取り戻し、歴史を伝える景色を再生させる取り組みを進めます。



末の松山の修景（イメージ）



沖の井の修景（イメージ）

参考資料

特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画との関連性

届出対象

景観重点区域については、個々の特性を踏まえて定めるものとし、市川地域の多賀城跡及び多賀城廃寺跡周辺については、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」※1による現状変更等の許可に関する取扱い基準が示され、特別史跡、多賀城跡・廃寺跡指定地については、「特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画」の「現状変更の許可に関する取扱い規準の細則」で景観形成基準について、以下のように記されています。

景観計画による整備の方針も特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に準じるものとします。

※1 後継の計画が策定されたときは、後継の計画に準じるものとします。

(1) 景観形成基準

【市川地区のうち多賀城跡、館前遺跡及び多賀城廃寺跡】

① 建築物

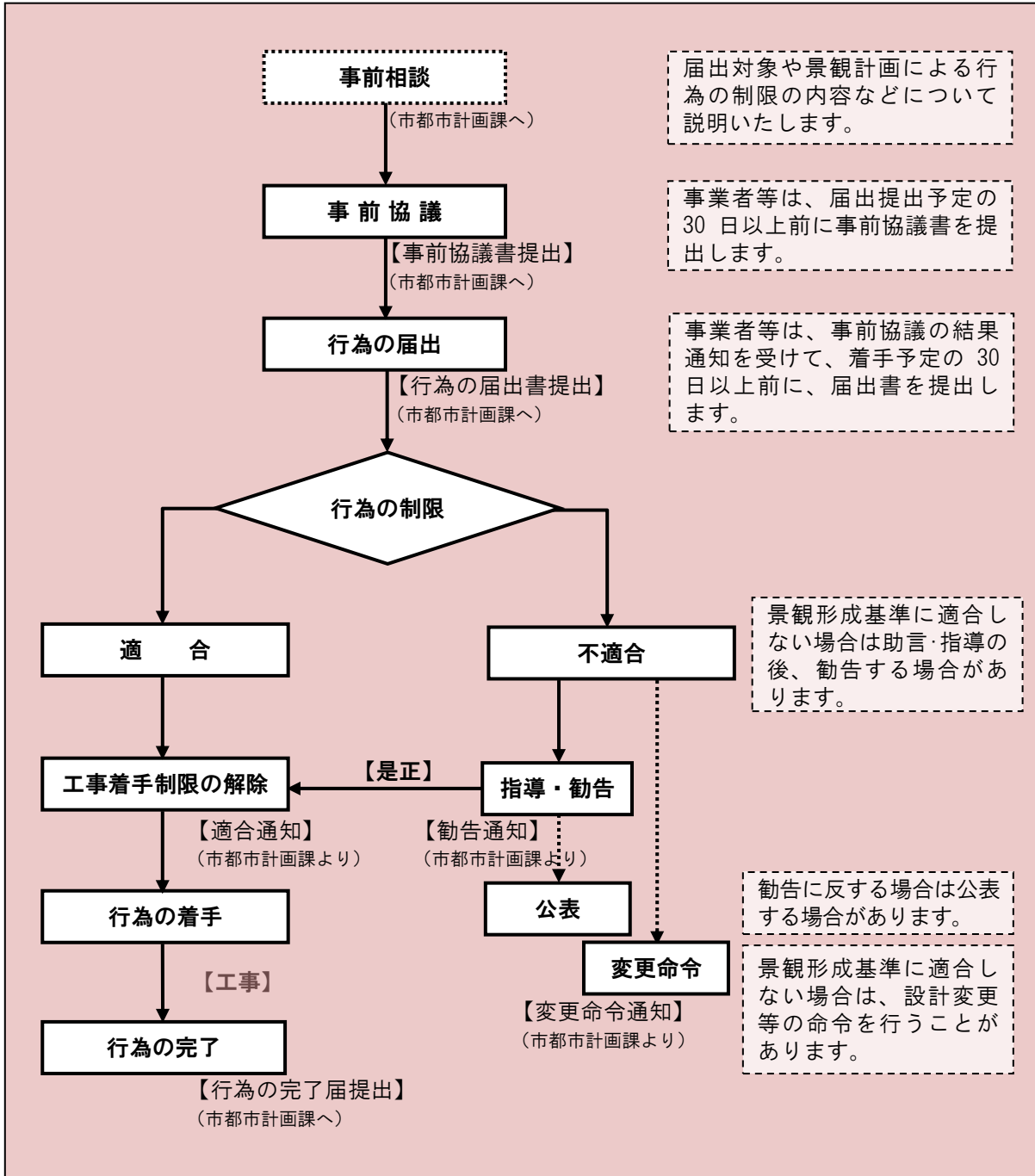
行為	種類	基準	
建築物等の新築又は移転等	配置、規模	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成は盛土のみとし、地形形状の変更は最小限とします。 敷地内に複数の建築物を設ける場合は、相互に調和したものとなるように配慮します。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、付属舎、工作物については、2階以下とし、周辺の地形や樹林帯に配慮して、これら周辺の樹木等と調和した高さとします。 	
	形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び塀は意匠的に和風とし、構造的には木造を用いるなど特別史跡にふさわしい景観に配慮します。 旧市川集落としての歴史的風致維持向上に配慮した形態意匠に努めます。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根、壁面等は和風の色彩を基調として、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とするとともに、低彩度の色彩とします。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の良好な景観との調和に配慮した素材を用いることとし、周囲と異なる素材を用いる場合は、使用する位置や使用する割合に配慮します。 	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> できるだけ周囲にある既存樹木等の保全に努め、緑化に努めます。 道路に面する部分では、できるだけ樹木や連続した低木などを配置して緑化に努めます。 	

② 工作物（公共公益施設）

行為	種類	基準
地上工作物の設置	電柱、道路付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、道路付帯施設等の地上の工作物は、必要最小限とし、来跡者の見学動線には、極力、景観阻害を避けるように配慮します。 工作物の色彩については、周辺環境と調和した色調とします。

行為の制限の届出手続き（例）

景観計画区域内で建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する等の行為を行う場合は、規模に応じて届出が必要になりますが、以下に示す手続きが必要になります。
※今後、条例等で行為の制限を定めた地区で運用します。



市民懇談会の取り組み

景観計画の策定に当たっては、市民参画の取り組みとして、景観重点地区ごとに意見交換会を開催し、市民の意見を反映しております。

景観計画地区懇談会の開催状況

地区名	年月日	内容
(第一回) 山王・南宮 ・市川地区	平成 25 年 5 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 地域のまちづくりについて 地域の歴史資源、景観について
(第二回) 山王・南宮地区	平成 25 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史資源、景観について
(第三回) 市川地区	平成 25 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力について
(第四回) 山王・南宮地区	平成 25 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> どんなまちにしたいかについて
(第五回) 山王・南宮地区	平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> 塩竈街道のまちづくり案について
(第六回) 八幡地区	平成 26 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史資源、景観について
(第七回) 大代地区	平成 26 年 4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史資源、景観について
(第八回) 市川地区	平成 26 年 5 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の案、まちづくりについて
(第九回) 山王・南宮地区	平成 26 年 6 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の案、まちづくりについて

①山王・南宮地区で出された意見

1) 地域の歴史資源について

水が豊富な土地で、かつてはケドエ（街道江）が各戸の前を通り水利用がされていた。古くから開かれた場所で、屋号と呼ばれていた。板倉は風情があるが、維持管理が大変で持ち主の負担が大きいと言われている。

2) 塩竈街道沿いのまちづくりについて

○町づくりの考え方

- 歴史の風情あるまちとして景観づくりにより愛着が持てるまちとする。
- 道路を広げて、子どもの安全を確保する。

○町づくりの提案

- 通り沿いはみんなでセットバックして、塀は板塀、生け垣、アルミフェンス等で統一化するとよい。
- 板倉の保存の価値を多くの人に示して、補助制度があれば理解される。
- 安全な道路づくりも進めてほしい。

○景観形成のためのルールづくりについて

- ルールをみんなで決めて、そのために補助制度があれば、景観まちづくりの実現化が図れる。



山王・南宮地区意見交換会



意見交換会の資料（イメージ）

- 新しい家が建てられつつあるが、門と塀のルール化であれば、今からでも取り組める。
- 旧街道のイメージを絵に描いて示せば、多くの人に理解されやすい。
- 景観のためには、イグネの保存や無電柱化も進められるとよい。
- 歩道を歩きやすくするためには、一方通行化も検討の価値がある。
- 広い敷地で板倉の景観を守るにも、税金対策で敷地が細分化されがちなので、税金の軽減化も必要である。

②市川地区で出された意見

1) 地域の歴史資源について

各家に屋号があり、神社等の風習も残っており、歴史豊かな地区である。水脈がよくてきれいな水が湧いており、垢離（こり）井戸という井戸がある。道の分岐点には石碑があり、板倉があるなど歴史的資源は豊富である。

2) 地域の歴史資源について

- 板倉の用途が減ってきて、代が替わると壊される可能性があるため、若い人に助成制度も含めてPRする必要がある。
- 世代交代で家の建て方も変わってきて、派手な建物も出てくるので、市川の人全体に景観計画の方針を説明する必要がある。



市川地区意見交換会



意見交換会の資料（イメージ）

③八幡地区で出された意見

○歴史を活かしたまちづくりについて

- 大きなマンション建築ができていますが、高さ制限や色彩の問題を検討するルールがあるとよい。
- 景観づくりの案があっても個人財産への制限はなかなか難しいので、多くの人に景観の取り組みや板倉の保存などを説明していく必要がある。
- 歌枕の地として有名な沖の井周辺については観光客等のためにきれいな水の確保など環境整備が必要であり、また休む場所や案内標示を充実させるべきである。
- 沖の石と末の松山は、点の整備でなくつないで線の整備とすべきである。また、津波の来た高さを表示するとよい。



意見交換会の資料（イメージ）



八幡地区意見交換会

④大代地区で出された意見

○歴史を活かしたまちづくりについて

- 貞山運河、緩衝緑地、大代横穴古墳等に案内板や説明版で歴史を紹介すべきである。
- 貞山運河沿いに昔あった松並木を復元させたい。
- 昔のように子どもが泳いだり、釣った魚が食べられるようなきれいな運河とするために、貞山運河の水質を浄化すべきである。
- 草が生い茂っている中の島は、散歩や花見ができるように整備すべきである。
- 砂押川、貞山運河に遊覧船を運航できるようにするとか、ボート、カヌーもできるとよい。
- 多賀城跡から貞山運河までは、砂押川で結ばれているので、川沿いを歴史の道として、サイクリングロードや歩行者道路として結ぶとよい。



意見交換会の資料（イメージ）



大代地区意見交換会

関係団体等意見交換会

景観計画の策定に当たり、日頃、花のまちづくり団体として地域で活動されている方、また、市内での建築や緑化にかかわっている建築事務所、造園業者との意見交換会を行い、景観形成に関わる苦勞や市民の考え方等についての意見を伺い、守るべき景観やその取り組みについて計画に反映している。

関係団体意見交換会開催状況

関係団体名	年月日	内容
花のまちづくり団体	平成 25 年 3 月 25 日	・ 緑化を主とした景観形成について
市内造園業者	平成 25 年 4 月 24 日	・ 緑化、緑の維持管理について
建築事務所仙台東支部	平成 25 年 4 月 26 日	・ 景観形成について

①花のまちづくり団体（8団体の代表）

○花いっぱい運動の効果について

- ・ 女性、高齢者などみんなで集まって、植えたり、草取りを行い、コミュニティの活性化に役立っている。
- ・ ゴミ集積場にプランターを置くことにより、ごみ出しのルール向上も目指している。
- ・ 野田の玉川沿いの活動では散歩の人の目を和ませている。
- ・ 公園の樹木の間引きや剪定で綺麗になると、子どもや高校生もゴミを出さなくなった。

○活動の課題

- ・ 人集めに苦勞している。
- ・ 花を植える場所として空き地があるか否かが問題である。
- ・ 植えるだけでなく、事後の水やり等も大切である。
- ・ 冬場の緑化は課題となる。
- ・ プランターを壊される、子どものいたずらもあるが継続していくことで教育効果を期待したい。

○緑化活動の支援について

- ・ 花、公園の植栽等について、市と自治会の分担で苗の補助金のほか、プランターや土、肥料の購入費も補助があるとよい。
- ・ 補助金でなく、花苗の直接配布もよい。
- ・ 緑化について条例を作って取り組むとよい。

○多賀城の景観形成について

- ・ 水の眺めがよいので、活かしていくべきである。
- ・ 畑、森、水がある色彩の調和というか、対比というかとてもマッチした空間でよい。
- ・ 1人1鉢運動などみんなで緑化をとった取り組みを景観計画に入れるのもよい。

②市内造園業者

○緑の維持管理

- ・ 特別史跡の雑草刈りや倒木の撤去を徹底すれば、より一層綺麗な景観になる。
- ・ 住宅地でせっかくの生け垣が植えっぱなしで、十分に管理されていないところが多いので、美しい緑の景観を維持するために、助成など資金援助が必要である。
- ・ 維持管理のコストや手間がかからない植種を最初から選定して植栽する方法も考えるべきである。
- ・ 名園、いい庭と言えるものには、それ相応の費用がかかるものであるが、公共側でも管理の問題から、緑量を増やさなくなっている点は見直していくべきである。

○建築物等構造物

- 専門家によれば、塩竈街道の街並みは貴重であるとされているため、板塀や生け垣化、石畳化など、何かしらの景観的取り組みを進めるべきである。
- 震災の影響で瓦屋根が減って、トタン屋根が増えるなど景観が変わってきているが、塀や土留めを石積みにするだけでも、歴史を感じる景観になる。

○居久根等資源の保存

- 居久根は市内に数カ所しか残っていないが、仙台市のように行政が保存指定するなど、制度を活用して、居久根を残していくべきである。

③建築事務所協会仙台東支部

○市の景観の特徴

- 多賀城市の一番のアピールポイントは歴史であるから、歴史に力を入れてアピールすることが重要である。一方、多賀城市の景観として、印象に残るものが少ない。

○政庁跡周辺の景観

- 多賀城跡は景観として良いが、ベンチの設置など休める機能の整備が必要である。
- 政庁跡へと続くかつての一本道が整備されると目を引く。また、その周辺が緑化されると雰囲気が出てくる。

○景観意識、原風景

- 子どもが大人になってから、多賀城市に住んでいること、住んでいたことが誇れるような景観づくりが大切である。
- 多賀城市は住む場所として良い（特に利便性が良い）が、「魅力を感じる景観」がないと、若い人は「戻って住みたい」とは思わない。
- 震災の影響で、施主の建築意向に特に変化が出たとは思わない。基本的には資金との兼ね合いで建築の内容が決まる。街並みを意識して建築を計画しているのは、地区計画が定められる場所だけである。
- 景観計画や地区計画などで良い街を作れば、多賀城市に戻ってくる人が増えてくるのではないか。
- 子どもの頃に遊んだ場所や通学路は、原風景となるので通学路の街並み景観を重点的に考える必要がある。

○板倉

- 塩竈街道沿いに板倉が沢山残っているが、所有者はそれが多賀城市の景観要素になり得ると意識していないようである。
- 震災の影響で板倉が徐々に解体されていく中で、市の補助があればある程度の保存はできると思うが、「残すことに意味がある」という所有者の強い意識がないと保存されない。
- 板倉の所有者は、代々受け継いだ歴史があるものだということで、比較的残したいと思っている人は多い印象である。

庁内ワーキング会議

景観計画の策定の方針や計画の内容等については、庁内各課の代表によるワーキンググループを組織して、ワーキンググループのメンバーによる議論に基づいて、素案を修正しつつ取りまとめている。

ワーキンググループのメンバーは以下のとおりである。

平成 25・26 年度ワーキング担当職員

所 属	職 名
総務部 地域コミュニティ課	市民活動推進係長
総務部 地域コミュニティ課	広報広聴係長
市民経済部 生活環境課	環境リサイクル推進係長
市民経済部 農政課	農地係長
市民経済部 商工観光課	観光係長
建設部 道路公園課	維持修繕係長
建設部 復興建設課	復興工事係長
建設部道路 市街地整備課	多賀城駅周辺整備係長
建設部 下水道課	下水道工事第二係 副主幹
教育委員会事務局 文化財課	文化財課 主幹
建設部 都市計画課	都市計画係長

事務局

所 属	職 名
建設部 都市計画課	都市計画係



庁内ワーキング会議

景観計画策定に係る市内ワーキング会議の開催状況

回数	年月日	主な内容
第1回	平成25年4月16日	景観計画策定に向けての景観に関する概要説明 ワーキング会議の今後の進め方について
第2回	平成25年5月23日	多賀城市の景観計画策定について 多賀城市の景観に関する問題点、課題
第3回	平成25年6月21日	(仮称)多賀城市景観計画 骨子素案について
第4回	平成25年7月29日	多賀城らしさについて (仮称)多賀城市景観計画 骨子素案について
第5回	平成25年8月29日	(仮称)多賀城市景観計画「3.景観形成の目標と方針」素案について
第6回	平成25年9月30日	(仮称)多賀城市景観計画 骨子素案について ①構成の流れについて ②方針について ③重点区域の位置づけについて
第7回	平成25年10月25日	(仮称)重点区域の設定案について
第8回	平成25年11月26日	市内景観調査を実施(山王南宮、市川(政庁等)、沖の井、末の松山、野田の玉川等) 景観重点区域の景観づくりの考え方について (山王・南宮地区、市川地区)
第9回	平成25年12月19日	景観重点区域の景観づくりの考え方について ①山王・南宮地区の景観づくりに係る公共側の方策案 ②市川地区の景観づくりの考え方
第10回	平成26年1月28日	先進事例について 景観重点区域の景観づくりの考え方について ③八幡地区の景観づくりの考え方
第11回	平成26年3月26日	多賀城市景観計画(素案)について
第12回	平成26年6月10日	多賀城市景観計画(修正素案)について

第8回市内ワーキング会議に先立ち、ワーキングメンバーによる山王・南宮の塩竈街道沿いの住宅地、市川の史跡と農村集落、八幡地区の歌枕周辺の住宅地などを現地調査し、重点地区における景観誘導のあり方を検討した。



塩竈街道での住宅地景観の調査



政庁からの眺望景観の確認

多賀城市景観計画

～「国府の歴史、歌人の文化、偉人の足跡^{そくせき}
を継承し、ふるさとを育む史都多賀城」～

平成27年4月

発行 多賀城市建設部都市計画課

